

第七十一回国会

農林水産委員会議録第十九号

昭和四十八年四月二十四日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 仮谷 忠男君

理事 藤本 孝雄君

理事 渡辺 美智雄君

理事 美濃 政市君

笠岡 酒君

吉川 久衛君

小山 長規君

菅波 茂君

西銘 順治君

湊 徹郎君

安田 貴六君

島田 琢郎君

野坂 浩賢君

湯山 勇君

瀬野栄次郎君

神田 大作君

農林大臣 櫻内 義雄君

出席國務大臣 農林大臣 櫻内 義雄君

農林大臣官房長 中尾 栄一君

農林省農林經濟局長 三善 信一君

農林省構造改善局長 小沼 勇君

農林省農蚕園芸局長 伊藤 俊三君

農林省畜產局長 大河原太一郎君

水產庁次長 安福 敦夫君

農林省銀行局保険部長 安井 誠君

○佐々木委員長 これより会議を開きます。

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

農水産業協同組合貯金保険法案(内閣提出第二五号)

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

本日の会議に付した案件

過剰米及び政府操作飼料の払下げ等に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第一九七〇号)

同(倉石忠雄君紹介)(第一九八八号)

農林年金制度改善に関する請願(梅田勝君紹介)(第一九八九号)

同外五件(久保等君紹介)(第三〇三三号)

は本委員会に付託された。

昭和四十八年四月二十四日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 仮谷 忠男君

理事 藤本 孝雄君

理事 渡辺 美智雄君

理事 美濃 政市君

笠岡 酒君

吉川 久衛君

小山 長規君

菅波 茂君

西銘 順治君

湊 徹郎君

安田 貴六君

島田 琢郎君

野坂 浩賢君

湯山 勇君

瀬野栄次郎君

神田 大作君

農林大臣 櫻内 義雄君

出席國務大臣 農林大臣 櫻内 義雄君

農林大臣官房長 中尾 栄一君

農林省農林經濟局長 三善 信一君

農林省構造改善局長 小沼 勇君

農林省農蚕園芸局長 伊藤 俊三君

農林省畜產局長 大河原太一郎君

水產庁次長 安福 敦夫君

農林省銀行局保険部長 安井 誠君

委員外の出席者

大蔵省銀行局保険部長

安井 誠君

の各案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。馬場昇君。

質問に入ります前に、委員長に、この前も要望したのですが、ぜひ農林水産委員会において定足数に達するよう努力をしていただきたい、これは最初にお願いしておきたいと思うのです。こう見てみると、自民党の方はいま三名しかおられませんけれども、ぜひ成立するように

しきおられませんけれども、ぜひ成立するように格段の努力をお願いしておきます。

提案されております議案につきましては各委員が相当長時間質問をしておりますので、私は重複をなるべく避けたいと思います。それで、少し議案と関係がないと思われるような部分もあるかも

しませんけれども、質問をいたします。

最初に農林大臣に御質問をいたしたいと思いま

すが、田中総理が日本列島改造論というのを書い

ておられまして、言うならば、田中内閣の一枚看

板でございますが、この田中総理の日本列島改造

論の中には農村あるいは農業の振興という点がござ

りますけれども、非常に膨大な本の中では農村に関

する記述が非常に少ない。このことは農業、農村

を軽視しておられるのではないか、私はこういう

ぐあいに批判もしておるわけですから、その

ことはおきました。この日本列島改造論の中の「農工」一帯でよくがえる近代農村」というところで

農業、農村のことを記述しております。この田中

総理の日本列島改造論の中に書いてあります農業

政策、こういう問題といま農林大臣を責任者とし

て行なわれております農政、これはどの程度関連

があるのか、こういうことについて、まず最初に

大臣に御答弁をお願いしたいと思います。

○櫻内國務大臣 ただいまお触れになりました農

工一帯でよみがえる農村、この田中総理の発想と

いうものは、そのまま四十八年度のお願いをした

ます。

○櫻内國務大臣 たゞいまお触れになりました農

工一帯でよみがえる農村、この田中総理の発想と

いうものは、そのまま四十八年度のお願いをした

ます。

○櫻内國務大臣 昨年十月に出されておる試案、

この試案の中で農林省としての方針ははつきり

ておると思うのであります。米とか野菜とかある

いはくだものであるとか、肉であるとか、乳製品

であるとか、その加工品であるとか、こういうも

のは完全自給ないし八割の自給を目指そう、こう申しておるのでございます。総理のいわておる主要な食糧、その主要の中いたとえば麦などが入っておらぬ、こうすることを御指摘でござりますが、日本の農業に適しておる主要な食糧については、ただいま申し上げた試案でお示し申し上げておるよう、八割を確保していく、総理のお考えと一致しておると思ひます。

○馬場委員 そういたしますと、さらに具体的に聞きますけれども、総理大臣が列島改造論の中でいつおる主要な食糧というのは、何と何と何をさしておるのか。また、逆から言いますと、たとえば大豆とか麦とかいうのは主要な食糧ではないのか、この辺について具体的にお答え願いたい。

○櫻内国務大臣 いまお答えでちょっと触れたつもりでございましたが、日本の農業生産に適しておる主要な食糧、こういうふうに私どもはとつておるのでござります。小麦のごときは生産性の格差が各国と比べて非常に大きいのでありますから、できる限り国内で生産する努力はするが、しかし、その及ばざる面があると思ひます。また、大豆につきましては、しばしばお答えを申し上げておるよう、食品用としてはこれはできるだけ国内生産でいこうという目標を立てておるようなわけであります。

○馬場委員 主要な食糧というのは、具体的に何と何と何をさしているのですか。

○櫻内国務大臣 これは総理の考え方としてそこに具体的に出ておりませんから、にわかにその判断はできないが、日本の農業に適した主要な食糧と、こういうふうに私どもはとつておるわけあります。

○馬場委員 そういうのは、総理がいつております主食糧ではないといふぐあいに把握しておられ

るわけですね。

○櫻内国務大臣 主要な食糧のとり方なんですね。要するに、日本農業に適しておるものの中では、主要なものというものを取り上げているわけですが、日本の食生活の上において小麦、大豆が主要で、必要なものというものを取り上げておる必要もないと思うのです。お示し

するよう、国際的な食糧の逼迫しておる状況のも

で、日本農業に適しておるものの中では、主要なものというものを取り上げておる必要もないと思うのです。お示し

は育ち、また農家所得も向上していくということ

はもとよりだと思います。

○馬場委員 具体的に聞いておるのであります。総理は昭和六十年までには現在のアメリカの所得を上回ると言つておられるのです。だから、農家所得が昭和六十年までには現在のアメリカの所得を上がつておられるのです。だから、農家所得を上回る、そういうような計画を具体的にお持ちでありますかと

どうかということを聞いておるのであります。

○櫻内国務大臣 これは昨年十月の農業界の皆さん方も加わって立てられた試案というものが中心になつていくのでございまして、総理が國全体の方向を示されて、その一翼としての農業というものを考えておるようなわけでございまして、その

総理の構想に基づいて農林省が具体的にそれに伴うところの試算をしたかどうかという具体的な御質問であれば、それはいたしておりません。

○馬場委員 そうしたら、総理が言うのは、六十年までに現在のアメリカの国民所得を日本の国民所得は上回る、そして国民所得で、農業所得の所得は格差があるのだから、格差は是正するのだ、こうおっしゃつておられるわけです。しかし、いまの答弁によりますと、六十年までにそういうふうに持つていくという具体的な計画はない、こう受けとめていいですか。

○櫻内国務大臣 それはちょっと受けとめ方が違つておると思うのですね。農林省は農林省としての試案があつて、その見通しを申し上げておるわけで、それはそれとして、しかし列島改造のことをお触れになって言われておるわけですから、その列島改造のほうは、日本の経済計画に伴う成長率を勘案しながら見通していくが、総理のいわれるような結果が出ると思うのです。しかしながら、あなたから具体的にどうかと言われるから、これは当然国民所得全体の方向を示しておるので、その中で農業は一翼にならものであるとは思つが、しかし、田中構想のもとにおいて、ではちゃんととした具体的はどうかというから、それはじいてはおりませんということを申し上げ

た。

○馬場委員 そうしたら、やはり六十年までには

格差は正に行なわれない、見通しはないとい

うことです。それともやはり六十年までには格差は

正をやるようにして、アメリカの現在の国民所得

に追いつけるように計画があるか、その辺はいと

も単純な質問ですから。

○三善政府委員 農林省がつくりました生産目標

の試算におきましては、私どもはできるだけこの

格差は正をする、そのためいろいろの対策を講

じていこうということでやつているわけござい

ますが、御承知のように、経済成長というのは、

やはり農業の生産性の向上より相当伸びて

いる。日本の農業の生産性というのも最近歐州並みには

伸びてきているわけですから、欧洲の場合には

経済成長率がわりあいに低いわけなのです。日本

の場合は非常に高い。そういうことで経済成長率

と農業生産性を高めるという、その格差の関係

で、五十七年目標で私ども試算をしておりますけ

れども、どうしてもその格差を是正し、その格差

がなくなるというところまでは、これはもう先生

いというふうに私どもは考へておるわけですが

ます。

○櫻内国務大臣 具体的に数字で申し上げますと、五十七年目標

で私どもがつくつております十年後の農業の生産

性及びその格差の問題につきましては、所得はや

り現在の倍以上にはなるのじゃないかとい

うことは考えておりますが、その場合に、経済成長が

やはり他産業と農業所得との格差というものは埋め

ざいません。ただ、それをできる限りの方法でそ

の生産性を高めて格差を是正していくということには、最善の努力を今後ともしないかなければなりません。一朝一夕にこれはできるものではございませんし、やはり長い目で見て、長期的にそ

う

いう努力を続けていきたい、こういうふうに考え

ております。

○馬場委員 やはり格差は残る、こういうことに

なつてはいるようですが、私としては、総理

がせつから格差を是正するのだということを列島

改造論で、しかも選舉のときには大々的にそれを宣伝されたわけですから、農林省としても、残る

というのではなくに、やはり格差は正は完全にな

くするのだというふうな農政をぜひやつていただきたいということを、これはお願いしておきたい

と思うのです。

次に、自由化の問題で総理はこういつておられ

ます。「國際情勢からみて農産物の輸入ワークの拡

大、漸進的な自由化は避けがたい。」こういつて

おられるのです。農産物の自由化は避けがたい、

か、いや、自由化はしないのだ、こういう方針で

これに対する農林大臣の見解を承りたいと思う。

です。こういう方向で農政をやつておられるの

やつておられるのか、見解を承りたいと思う。

○櫻内国務大臣 これは列島改造論の中で記述さ

れておることと、それから総理が予算委員会ある

いは本会議等で言われておることと総合して判断

をしていただく必要があると思うのです。総理

は、列島改造のほうでは、避けがたいとい

うことです。

○櫻内国務大臣 ざつぱらんにいえば、そ

うことではないのです。自由化といつては、

自由化をしたいのだといつては、農林省はいろいろ残存品目等に検討

を加えたけれども、これは自由化はできないの

だ、してはいけないのだ。はつきりいつて食い

違つておる。ざつぱらんにいつたら、そういう

ことではないのですか。

○櫻内国務大臣 ざつぱらんにいえば、そ

うことはではないのです。自由化といつては、

農産物についても国際競争力ができるよう

いろいろな方針で

な施策を講じつゝきておる。しかし、それではい

ま自由化はできるかできないかといえば、いろい

ろ検討してみて、それはできない、こういうこと

を申しておるのであります。総理もこれは大局的

な事情があるということを申し上げております

から、それに対する認識も持つておられるこ

とに思つておらないのであります。

しておるのは、ウェーバーとして、特化品目とし

て、もう最初からその点は認めるというよ

うな場

合もございますが、そうでなくとも、それぞれ欧

米諸国においても二十ぐらい、あるいは二十五ぐ

らいは、フランスのよ

うにもっと多い場合もござ

○馬場委員 よくこの問題になるとわからないのです。もうざつぱらん質問ですけれども、総理の側からいうと、基本的には自由化したいんだけれども、いろいろ検討してみて、いまの残存品目については自由化しないんだ。こういう総理の考え方ですか。それとも逆に、農林大臣は残存品目をいろいろ検討して、国際競争力がつけばこれは自由化するんだ、していいんだ、こういうぐあいに農林大臣は考えておられるのか、どちらですか。

○櫻内国務大臣 これはやはりちゃんと目標を持つておるがいいと思うのですね。外国から見て実際に国際競争力もちゃんとしておるものであるにもかかわらず、それは自由化しないということは、拡大均衡を目指す相互の共同の目標の上からいえば、それはおかしいということになります。しかし、いまの残存品目をずっと見て、だれが見て、日本があえて不条理なことを言っておるという、そういうことに該当する品目は私はないと見ています。ありますから、国際間におけるお互いのこの目標というものは、これは尊重していく必要がある。総理はそのたまえをとつておられると思いますが、私どもはそれにについて異を唱えておるのはなくて、十分検討の結果、これはなかなかむずかしいということを申し上げておる、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○馬場委員 それでは再度確認いたしますけれども、総理大臣は自由化をしなければならないという原則的な考えはあるけれども、いまの残存品目についてはこれは自由化はできないんだと思つておられる。農林大臣もまたかり、いまの残存品目については、これはやはり国際的に見ても自由化をしなくともそう非難もない、だから残存品目については自由化をしないんだ、こう理解しているんですか。

○櫻内国務大臣 少なくとも私が繰り返し申し上げ、説明をいたしておるこの段階において、総理もまた私の言うことについて理解を示されておるということは間違いないと思います。

○馬場委員 次に、列島改造論の中で、農業就業人口についてこう書いてございます。「農業人口の大半を減少は避けられない。昭和四十六年の農業就業人口は七百六十八万で、全就業人口の一五・九%であった。昭和六十年にはこの十分の一まで減少すると予想する学者さえもいる。」そ

ういうことを前提にしながら次に次の項目で、肥料自給率の一〇〇%、そして輸出国のアメリカ、この農業就業人口は全体の三・五%だ、こう書いてあるわけです。そうして昭和六十年までに「アメリカ程度の水準まで低下することは自然の流れである。」こう書いておられるのです。そういたしますと、日本の農業就業人口を三・五%程度にするということになると思います。これに対しまして農林省の農政の方向といいますか、現在一五・六%の就業人口を六十年までには三・五、六%に引き下げるんだ、こういう考え方をお持ちかどうか、農民を切り捨てるのかどうか、こういうことについて御見解を承ります。

○三善政府委員 日本列島改造論の中で就業人口につきましてあちこち出ているような感じがします。それで、八一ページに「昭和六十年までに七%程度に下げる事ができれば」という、この七%というのが大体この日本列島改造論の中に書いてあることはなかろうかと思っております。いま先生御指摘になりました、「アメリカでは農業就業人口率は三・五%である、これは自然の流れで、日本も「アメリカ程度の水準まで低下することとは自然の流れである。」ということも書いてござります。

○馬場委員 相当この点については議論をしたいのですけれども、質問でございますし、時間もありませんが、やはり何としても日本のいまの自民成長との関係で減少いたしておりますし、私どもが見込んでおりますのは、先ほど最初に申し上げたように、約五%程度年々減少していくであろうということを見込んでいるということでござります。

○三善政府委員 この農業就業人口の減少の問題でございますが、減らすということではなくて、やはり経済の成長率との関係で自然にそういう方向になつていくという趨勢であるということを含めまして、とにかく農業人口を減らすんだ、それが農政の方向だ、こういうふうに理解していいんですか。

○馬場委員 そういたしますと、パーセントは七%であります。あれ三・五%であれ、現在の就業人口を非常に減らす、こういう方向で農政が行なわれておふうに考えております。

○馬場委員 そういたしますと、パーセントは七%であります。あれ三・五%であれ、現在の就業人口を非常に減らす、こういう方向で農政が行なわれておふうに考えております。

○馬場委員 相当この点については議論をしたいのですけれども、質問でございますし、時間もありませんが、やはり何としても日本のいまの自民成長との関係で減少いたしておりますし、私どもが見込んでおりますのは、先ほど最初に申し上げたように、約五%程度年々減少していくであろうということを見込んでいるということでござります。

○馬場委員 相当この点については議論をしたいのですけれども、質問でございますし、時間もありませんが、やはり何としても日本のいまの自民成長との関係で減少いたしておりますし、私どもが見込んでおりますのは、先ほど最初に申し上げたように、約五%程度年々減少していくであろうということを見込んでいるということでござります。

○馬場委員 相当この点については議論をしたいのですけれども、質問でございますし、時間もありませんが、やはり何としても日本のいまの自民成長との関係で減少いたしておりますし、私どもが見込んでおりますのは、先ほど最初に申し上げたように、約五%程度年々減少していくであろうということを見込んでいるということでござります。

○馬場委員 相當この点については議論をしたいのですけれども、質問でございますし、時間もありませんが、やはり何としても日本のいまの自民成長との関係で減少いたしておりますし、私どもが見込んでおりますのは、先ほど最初に申し上げたように、約五%程度年々減少していくであろうということを見込んでいるということでござります。

うな政治というものを行なつていかなければいけないのじやないか。どうしても農業が軽視されておる、こういうような感じがしてしようがないわけでござります。そういう一つのあらわれとして、就業人口の減少の問題を成り行きにまかせるとか、あるいは故意にそうするというやうに思ひますので、こういう点については、やはり農業重視という政策を抜本的に立てていかなければいけないのでないかということをここでは特に申し上げておきたいと思います。

○内村(良)政府委員 農林金融の問題について質問をいたしましたが、農林金融の今日の資金状況の特徴といいますか、そういうものを一口に説明をしていただきたいと思うのです。農協系統の金融の特徴は現在こうなっているということを簡単に説明をしていただきたいと思います。

○内村(良)政府委員 御説明申し上げます。

農協系統金融の特徴を一口で申しますと、御承知のことおり、農協は組合員及び准組合員から預金を集めまして、それを貸し付けに運用する。ところが単協だけでは十分な貸し付け先がないということもござしまして、それを信連、中金にあげて

きて農業の中及び農外に運用する、こういう形になつてゐるわけでござります。

そこで、最近の特徴といたしましては、農業及び農村の基盤が非常に変わつてしまつて、昭和三十年代は農協の預金の源泉の六割ぐらいは供

給代金とか農業からの収入が農協の預金になつたわけでございますが、最近は、農外の兼業収入と

か、あるいは土地代金の収入といふものが三十年代に比べれば貯金の源泉としてふえてきていると

いうような形になつております。

○馬場委員 さらに具体的にお尋ねしますが、預

貯金は伸びておるのかどうか、こういう問題と、伸びておれば、その預貯金の構成比ですね。たとえば土地代金が大体預貯金のうちの何%だ、ある

かということと、その預貯金の構成比といふも

のをお知らせいただきたいと思います。

○内村(良)政府委員 預貯金は伸びております。

三%、負債整理その他の資金が一三・四%となつております。

○馬場委員 預貯金の伸び率と貸し付け金の伸び率、この比較ですね。その数字をひとつ具体的に

おきます。

そこで、これは悉皆調査ではございませんが、一部の組合について調査したところによります

と、その源泉について見ますと、昭和四十六年度におきましては農業収入が四二%、農外収入が五八%となつております。農外収入の内訳は、土地代金が三三%、兼業収入等が二六%。こういう

構成比率、こういうものについて具体的にお答えいただきたいと思います。

○内村(良)政府委員 貸し付け金も伸びております。昭和四十七年九月末の農協の貸し付け金残高は三兆九千九百六十億円でございます。この中には農林公庫資金も入っております。それを員内、員外別に見ますと、員内貸し付け金は三兆八千四百七十七億円、員外貸し付け金が千四百一十九億円、そこのうち市町村への貸し付け金の残高が八百五十二億円でございますが、員外は千四百一十九億円になつております。そこで、員内貸し付け金の比率が九六・四%となつております。それを見て、この数字から明らかなどおり、大部分が組合員に対する貸し付け金になつております。

○馬場委員 中金の説明によりますと、余裕金が三兆円くらいある、こういうことになつております。それが貸し付け金の伸びよりも上回つて伸びよりも非常に上回つておる。これは具体的にどう分析して、どう評価すればいいわけですか。

○内村(良)政府委員 その原因でございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、やはり土地代金あるいは兼業収入等のウエートが貯金の源泉としてふえているということがやはり大きな原因ではないかというふうに考えられます。

○馬場委員 土地代金並びに兼業収入、これらは農業の再生産費に回つておるのかどうか、この辺の分析はどうですか。

○内村(良)政府委員 お金に色がついているわけではございませんので、回つておるか回つてないかという点でございますが、私どもの見るところでは、地域によりまして、たとえば東北、北海道等は貯貸率も非常に高いわけござります。そういうところではそういう資金が農業再生産費に回つておる面もあるだろう。それから東海地方のよう

に、非常に貯貸率が低いというようなところはそ

う回つてないのじやないかというふうに考えられ

ます。

○馬場委員 やはり農民が土地を売るという場合

のその金、さらには出かせぎなりその他で収入を

得る、こういう金は農業の再生産費に回し、そし

て農業を振興していく、こういうような方向であ

るべきだと思うのですが、そういうような具体的な指導をやつておられるのか。あるいは、金が余ったからばかりに貸せばよろしい、そういう考え方かどうか。土地代金等を再生産費に回す、農業振興に回すという徹底的な指導をなさつてゐるのか

どうか、その辯伺いたいと思うのです。

○内村(良)政府委員 農業金融の場合には、御承知のとおり、ある程度長期低利、特に基盤整備ありは資本設備の高度化というようなことをやつておきます。

そこで、これは悉皆調査ではございませんが、四十六年の九月と四十七年の九月を比べますと、二五・四%の伸びになつております。これに

対しまして、貸し付け金のほうは同じ年で一一・

一%の伸びということになつております。これに

伸びのほうが貸し付け金の伸びよりも上回つて

いることになります。

○馬場委員 次に、貸し付け金の問題ですけれども、貸し付け金は伸びておるのかどうかという問題、そしていまと同じように、その貸し付け金の構成比率、こういうものについて具体的にお答えいただきたいと思います。

○内村(良)政府委員 貸し付け金も伸びております。昭和四十七年九月末の農協の貸し付け金残高は三兆九千九百六十億円でございます。この中には農林公庫資金も入っております。それを員内、員外別に見ますと、員内貸し付け金は三兆八千四百七十七億円、員外貸し付け金が千四百一十九億円、そこのうち市町村への貸し付け金の残高が八百五十二億円でございますが、員外は千四百一十九億円になつております。そこで、員内貸し付け金の比率が九六・四%となつております。それを見て、この数字から明らかなどおり、大部分が組合員に対する貸し付け金になつております。

○馬場委員 次に、貸し付け金を長期、短期別に見ますと、その貸し付け残高、それぞれ一億五千九百四十五億円、二兆三千九百六十一億円となつております。そこで、長期貸し付けの内訳でござりますが、そのうち農林公庫の転貸資金あるいは農業近代化資金等のいわゆる制度資金が六千四百四十八億円、普通長期資金が一兆七千五百十三億円となつております。

なお、農村金融研究会の調査によりますと、普

通期貸し付け金の用途別の内訳は、農業関係が

三一・五%、それから住宅等のいわゆる生活資金

が三六・八%、それから農外の事業資金が一八・

トを極力下げるよう、「一体となつて努力する」ということで農業金融の道が開けていくよう努力しているところでござります。

○馬場委員 組合金融というのは、やはり組合の相互扶助という原則が必要ではないか。しかしながらいろいろ今度の改正を見てみると、そうではない。系統外といふものに相当貸せる。これは、普通の一般銀行みたいな、都市銀行みたいな方向に金融政策が向いているのじやないか。あくまでも相互扶助という方向を重点に進めるべきではないかと思うのですが、今回のあらゆる改正を見てみると、一般都市銀行並みの方向へ向いておるような気がしてしようがないのですが、その辺についての見解はどうですか。

○内村(良)政府委員 先生御指摘のとおり、組合金融は組合員のために使うべきであるということをお説のとおりだと思います。しかしながら、一方、農業協同組合が置かれている農業条件あるいは社会環境の変化といふものは、現実の問題として起つておるわけでございます。

そこで、農協の目的にも明らかなどおり、農業協同組合といふのはやはり農業生産力の向上、農民所得の増加と同時に、社会環境の改善を通じて農民の生活を向上するという面もござります。したがいまして、最近のように、農村の環境整備といふものが社会的要請として非常に高まつてゐるというような変化に対応して、農業金融として系統の本来の貸し付けに支障がない範囲で、余裕があればそういう面に貸し付けをやっていくといふのは、やはり時代の要請ではないかというふうに考えまして、そういう面の改正を今回はしておるわけでござります。

○馬場委員 農業条件とか社会環境の変化、これは私は先ほども言つたのですが、いまの政府の農政の農業軽視、そういうような流れのままに従つて、そういう環境なり条件のもとで、それに追隨して金融が行なわれておるというような感じがするのです。だから、農業条件とか環境といふのを、農業重視というふうに抜本的に農政を発展さ

いかなければならぬ。現在の流れのままに従つて、それに適応する金融でなしに、農業を抜本的に振興するという一つのこに金融を使う、そういう積極的な方向というのを出すべきではないかというぐあいに思うのですが、そういう姿勢がどうもいろいろな改正で見受けられないと私は思うのですけれども、それに対する御見解はいかがですか。

○内村(良)政府委員 農業の制度金融につきましては、先生も御承知のとおり、四十八年度予算におきまして、公庫資金の中でもによりましては金利を下げておりますし、それから貸し付け限度の引き上げというような措置を予算措置との関連でとつておるわけでございます。それから一方、近代化資金につきましては、これも一般貸し付けにおいては金利を六分から五分五厘に下げたといふようなことで、農業金融 자체の拡充につきましてはわれわれいたしましても一生懸命努力しておるわけでございます。ところが一方、系統資金の現状を見ますと、先ほど数字を申し上げましたようななかつこうになつておるわけでございます。

そこで、その反面、先ほど申し上げましたように、社会的な要請として農村の環境整備といふようなことがいわれている。しかも、いまの日本経済の現状から見ますと、こういった流れをほつておきますと、農村地域のスプロール化とかあるいは無計画な開発が進んで、農業が荒廃とまでいふなくとも、農業の縮小につながるおそれがある。ということは、将来の農業を守るためにも大切じゃないか。その場合に、たとえば地方公共団体が主たる出資者となつていてる機関がそういった面の活動をやるのに金を貸すということは、究極的にはやはり農村なり農民の利益と合致するのじやないかというふうに私どもは考えておるわけでござります。

○黒塚委員 たとえは土地を売る、先祖代々の土地を手放すわけですね。その金を預貯金する、金が金融機関に余った、それを系統外に貸す、その金でまた土地なりが買あさられる、そして農村がじり貧になる、こういうことが繰り返されてくるのじゃないかというふうに思うのです。そういうところはどこでブレークをかけるか。だから、土地を売った金はやはり農村振興、再生産に回すように、ある程度強い規制というものをする必要があるのではないか。その辺はどうですか。

○内村(農)政府委員 私どもといたしましても、やはり系統のそいつた金は、農業に貸し付けるべきだという先生のお説は全く同感でござります。ただ、実際問題として、やはり資金需要といふものがございます。したがいまして、土地代金は、農協がいろいろ売買のあつせんをするというようなこともございまして、当然預金は農協に入ってくる。その場合に、地域によりましてはそういうものがいるのがその地域の農業投資の需要量より大きいということは現実にあり得るわけでございます。そういうところの金が系統に集まつてしまいまして、系統がそれを極力これを押えるようになります。そういうことで、いたずらに土地代金等に回らないように、実は私どもはすでに二月に通達を出しまして、土地に対する融資等は極力これを抑えるよう指導しております。そういうことで、地域によれば、やはり土地代金の收入が農業に対する投資需要を上回るというところがあるのは事実でございまして、そういうところの資金につきましては、系統にあげまして、系統がそれを極力合理的に運用するということで、農家に一定の金利を保証するというようなことが必要ではないかとうふうに考えられるわけでございます。

○馬場委員 私はいま農民は、農家は非常に苦しんでおる、農業破壊、農村破壊、農民破壊、こう言つても過言ではないと思うのです。金は借りたい、しかし返す展望がないから借りないといふことであって、非常に現実の農村にはあるわけです

次に、私は、農協の、言うならば、民主化といいますか、そういう問題について質問をいたしたいと思います。

これは大臣にお伺いしますが、現在農協というのがほんとうに民主的に運営されておるかどうか、問題点はないか、こういう問題について大臣はどういう御見解をお持ちですか。

○櫻内国務大臣 いろいろな角度から検討してみなければいけませんが、たとえば農協の組合組織がどの程度進んでおるかというようなところから見ますと、半分程度しか組織されておらない、こういうことになりますと、このいまの時代からいふと、この辺の認識がたいぶおくれているなどといふふうに思います。農協の非常に進歩的な経営をされておる例も相当見られますけれども、また理事者等の経営能力がまだ近代的になっておらない、というような指摘も間々聞かれるところでございまするので、これを要するに結論的に申し上げまするならば、もっと民主的にすべき要素は組合によつては残つておる、こういう判断でいいのではないかと思つております。

○馬場委員 私も具体的に幾つかの例を知つておるのですけれども、きょうはそういうことは申し上げませんが、基本的に、やはり役員選出の問題だとかあるいは運営の問題だとか、まだまだ民主化されなければならぬ面が非常に多いと思うのです。そういうことで、特に農林省としては、やはり農協のあり方、民主的な運営、こういうものについて総点検されて、民主的運営になるようになります。そういうことで、農村の土地を売った金なんというのは、低利でしかも簡単に借りれるように、それで農民、農業が救われるよう、ぜひ指導を強力にしていただきたい、こういうぐあいに思います。

よそと話しては困るのですよ。繰り返しませんか
ら、いまの質問に答えてください。

○内村(良)政府委員 農協の運営につきまして
は、先生御承知のとおり、単協については農協法
上知事、それから県段階、中央段階につきまして
は農林大臣が監督しているわけでございます。こ
れにつきましては、いわゆる検査をしていろいろ
農協の経営分析をやる、あるいは諸規則等が守ら
れているかどうかというようなことを見るとい
うこともやつております。同時に、そういった検
査を通じまして、やはり民主的な運営といふもの
については、農協法自体がそういうような民主的
な法律でございますから、そういう法律に基づい
て民主的な運営が行なわれるよう具体的に指導し
ております。

○馬場委員 大臣にはそういう質問はしなかった
んです。総点検をして、そして具体的に実態を

明らかにして行政指導をなさる気持ちはあります
が、そうしていただきたいということを大臣に

質問したんです。

○櫻内国務大臣 内村局長の言われたこと、御答
弁としてはそうぞれでおると思わないんです。
農業協同組合法によつて知事が単協を監査する、
また農林省自体が連合会を監査する、そういうお
りに民主的な運営についての指導をしたい、これ
はいまの法律の上からどういうふうに具体的に指
導していくのかというときに、るべき措置の一
つだと思うんですね。これをそういうことを離れ
て、一般的に農協の経営の指導要領のやうなもの
をつくるような、そういう考え方も出ますけれど
も、幸いにして法的に指導のできるような、そう
いう道がありますから、そのことを申し上げて
おるわけでございまして、私としても御質問の御
趣旨に沿つて、この組合のあり方についての指導
について行政的にいろいろくふうをいたすべきだ
とは思います。しかし、いまのような方法を通じ
てもまたやつてまいりたい、こういう考え方でござ
います。

○馬場委員 時間があれば具体的な例をあげる
でされども、ここのことろであげませんけれど
も、たとえばそういう法に基づいた検査といふと
ころなんかでは出でこない部分があるわけです。

たとえば農協それが、法律とかわりはない
わけですから、一党一派に偏したことやつ
ている、それに従わなければ村八分にする、農協八
分にするというような運営だつて事実あるわけで
すよ。そういうことはもう少しきめこまかく、検
査だけでは出でこないと思うんです。あらゆる角
度からそういうことを含めた民主的な運営といふ
意味で私は質問しておるわけです。だから、そろ
ういう点につきましては、ぜひ定例的なそういう検
査というごとだけじゃなしに、あらゆる方法を
使って十分総点検をして、民主的な運営が行なわ
れるようにぜひ努力をしていただきたいと思うん
です。

○馬場委員 次に、農協の職員の賃金だと労働条件につい
て、そこに働く職員が喜んで生きがいを感じて、
生活が不安なく働くということが農協の成長発展
にもつながつていくわけですから、そういうこと
も、これは賃金労働者かどうか、あるいは農協の
組合員がそこで奉仕で仕事をしておるのか、賃金
労働者か、こういう性格についてどう考えておら
れるのか、大臣にぜひお伺いしたいと思うので
す。

○櫻内国務大臣 この農協経営の規模によつて、
若干ニユアンスの違う場合があると思います。小
規模の経営で理事者が同時に一般的な農協の事務
的なことをやる場合もあるうかと思ひますが、
おるわけでございまして、私としても御質問の御
趣旨に沿つて、この組合のあり方についての指導
について行政的にいろいろくふうをいたすべきだ
とは思います。しかし、いまのような方法を通じ
てもまたやつてまいりたい、こういう考え方でござ
います。

○馬場委員 農協職員の賃金の実態を把握され
るかどうか。年齢が大体どのくらいで、その平
均賃金はどのくらい、こういうのを全国的な資料

があればお示しいただきたいと思います。

○内村(良)政府委員 昭和四十六年の農協の職員
の初任給でございますが、中学卒業が一月二万三
千七百六十六円、高卒が二万六千八百三十一円、大
学卒が三万四千二百三十九円。それから連合会に
なりますと、高卒が一万九千四百六十五円、それか
ら大学卒が三万七千三百一円、こういうことに
なつております。

なお、この調査は、農協労働問題研究所がつ
くった調査資料によるものでございまして、従業
員数五十人以上の大規模農協についての調査でござ
ります。

○馬場委員 農協職員の賃金をたとえば公務員だ
とかあるいは民間企業の平均に比べますと、どの
くらい格差がございますか。

○内村(良)政府委員 同じ四十六年について数字
を申し上げますと、役場の場合は中学卒が一万三
千百八十円、これは農協よりも安いわけでござ
います。高卒になりますとそれが二万八千五十七円
で農協より高い。それから大学卒が三万四千五百
円でほぼ同じでございます。

それから郵便局でございますが、郵便局は中卒
が二万八千三百三十一円で農協より五千円ぐら
いわけでござります。それから高卒が三万一千
四百二円、大学卒が三万六千三百七円、こうなつて
おります。

そこで、一番高い郵便局を一〇〇といたします
と、農協の場合は中卒で八四、高卒で八五、大学
卒が八九、大学卒が九五、こういうことになつて
おります。

○馬場委員 これは役場とか郵便局とかはまあ近
所にあるわけですから、全体の日本の民間企
業の平均賃金、公務員の平均賃金とこれを比べて
はどうですか。

○内村(良)政府委員 民間企業の場合には、四十
六年の初任給で高卒が、郵便局を一〇〇にいたし
た場合に、一〇三でございます。それから大学卒
が一八になつております。いずれもこの数字は

初任給の数字でござります。

平均賃金の比較を実は私どもやりたいと思いま
していろいろ調査をさがしたわけでございます
が、どうも平均賃金になりますと学歴とかある
いは勤続年数それから職場の諸条件といふことに
よりまして、なかなか比較表のうまいのができな
いわけでございます。したがいまして、初任給につ
いて比較した数字がただいま申し上げた数字でござ
います。

○馬場委員 農林省にそういうはつきりした数字
がないということは、やはり私はそのことと自体が
非常に怠慢であるし、農協職員を非常に低賃金で
押えておく一つの原因にもなつてゐるんじゃない
かと思うのです。

私は私の郷里の熊本で調べてみました。熊本の
農協というのがございますが、これは平均年齢
三十歳で四万円ぐらいです。そうすると、公務員
や民間企業に比べまして同じ年で三万円ぐらい低
いのです。熊本県全体の農協職員の平均を調べま
したら、平均年齢が二十八・一歳でけれども三
万八千七百五十円です。これもやはり二、三万円
低いわけです。非常にまだ格差があるわけです
ね、大きいところと小さいところと。こういうこ
とについて農協職員の賃金はどうあるべきかとい
うことについて、農林省としてどういう考え方でど
ういう指導をしようと思つておられるのか、賃金
に対する見解を承りたいと思います。

○内村(良)政府委員 数字の点でございますが、
農林省も農協職員の給与の数字はつかんでおりま
す。各県、たとえば熊本県で見ますと、四十五年
の数字でございますが、男の平均は四万一千四百
円といつて、農協職員の賃金が他の企業
においていろいろな条件の相違があるということ
で、なかなかうまい数字ができるないということで
ござります。

そこで、こういつた農協職員の賃金が他の企業
なりあるいは役場、郵便局等に比べて低いとい
う

のは残念ながら現実であると私ども思つております。そこで、基本的に月給を上げるのが望ましいわけでございますが、やはり農協も一つの経営体でございますから、経営が相当高い給与を払うだけの体質になつてこないと、なかなかそれができないという現実がございます。したがいまして、われわれといたしましては、農協職員の給与の改善のためには、やはり農協の経営の強化といいますか、高い給料が払えるような経営にしていかなければならぬということと、その面での指導がまず大事なんじやないかということでござります。

○馬場委員 全く無責任な答えだと私は思うんですよ、ないそでは振れないなんて。ほんとうにならぬですか。私が調べたところによりますと、あるんですよ。あつても出していないというところがたくさんござりますよ。それ農林省がないそでは振れない、こういうような見解であるということは——生活もできない、他と三万円も四万円も差がある、それで低賃金の状況は、ないそでは振れないんだから、こういうような感覚でいかれると、いうことは非常に問題が多いと思うんですよ。

農協の役員の給与について、そういうものの全国の状況と、あるいは平均というものが出来ば、平均をお知らせいただきたい。

○内村(良)政府委員 役員の給与につきましては、ただいまよつと数字がございません。
○馬場委員 もともと本省にも全然ないのか、この場にないのか、どちらですか。
○内村(良)政府委員 職員の給与につきましては、総合農協統計表ということで、農林省がただいま申し上げましたように、各県別に全部数字を持っているわけでございます。ところが、そういった形での調査はございません。したがいまして、検査等を通じてサンプル的にとることはできますけれども、全国のそういうような統一した統計という形での調査はございません。
○馬場委員 まあ、役員の中でも非常に低い人もおります。しかし、非常に高い人もおるのであります。これはきちっと調べていただいて、お互いに低い、役員も低い、職員も低いところもありますが、役員は高い、職員は低い、ということころだつてあるわけございまして、そういう点で、やはり農協に働いておる、ほんとうに第一線に働いておる労働者の賃金の問題というものについて、もちろん単協が一生懸命努力してやらなければならぬ点が基礎にあると思いますが、全國的に見て最低の生活——一万幾らというものがおります。特に女性の多いところでは。それでは全く食うに食えないのであります。そういう実態がございますから、よく把握して、やはり農林省としても、そこに働く労働者の賃金というものの改善に向かって、あらゆる角度からぜひ強力な御指導をお願いしておきたい、こういうぐあいに思います。これについてはあとで大臣の御決意のほども聞きます。
いま一つ、先ほども言わされましたように、労働条件がまたきわめて悪い。労働基準法が守られていない、ということがざらなんですよ。たとえば時間外労働手当が出ていないところもあるし、非常に低いというような問題もありますし、さらには年次有給休暇というものがほとんどとれない、とらない、こういうような問題もありますし、あるいは休日出勤とか、それはそのままだというような問題など、あるいは女子職員の、これまで

組合をつくるということについて、たとえば首まで切られる、そのことが原因かどうか知りませんけれども、そういう実態さえあるわけですよ。ほんとうに労働組合さえもつくれないというような封建的な農協運営あるいは理事者の考え方というのがござります。

これにつきまして、これは大臣に聞きたいのですが、労働組合をつくるというのに理事者が押えるというのは間違いだらうと思うのですけれども、押えておる事実がたくさんございます。これに対しても大臣はどういう御見解をお持ちですか。

○櫻内国務大臣 それは遺憾ながら時代認識に事欠く理事者のなせるわざだと思いますが、憲法に保障されておるところの基本的な権利が無視されるということでは、これは問題でございまして、そういうことのないよう指導しなければならないと思います。

○馬場委員 次に、私は、農業の後継者対策、なあんずく農業高校あるいは農林高校あるいは水産高校、こういう学校のことについて、文部省からも来てもらつておるわけでございますが、大臣並びに文部省にも御質問をしたいと思うのです。

今後の農業というのは、高等学校卒業程度の学識、教養、こういうものを身につけておくのは当然であろうと思いますし、すでに高等学校に行く進学率は九〇%をこす、中学卒業生はほとんど高等学校に行くわけでございます。そういう社会的条件もござりますし、特に農業を発展させる場合にも、最低高校くらいは出てやるというのは当然だらうと思うのです。

そういう中で、全国の農業高校あるいは農林高校、水産高校、名前を産業高校とつけておるところもございますけれども、そういう農林水産にかかるそれを養成する学校の数、その生徒数、それがほかの工業、商業、普通を含めての高校に対する比率、こういう基礎的数字を最初明らかにしていただきます。

八

○中西説明員 お答え申し上げます。

学校数は四十七年度で全日制、定時制、全定期置校合わせまして六百五十校、これが農業高校でございます。農業高校と申しましても、単独校と普通科等と併置の学校を合わせまして六百五十校でございます。同じく水産高校は四十七年度で五十二校でございます。それから生徒数は、四十七年度で農業関係学科が二十万六千七十七人でござります。これは全生徒数に対しまして五%になつております。それから水産高校のほうは、四十七年度一万八千五百六十六人でございまして、全生徒数に対します比率は○・四%になつております。

○馬場委員 それだけの農業高校、水産高校等で募集定員に満たないような学校がだいぶあるのじゃないかと思うのです。そういう数はわかりますか。

○中西説明員 正確に調査した数字はございませんけれども、本年度の各県の状態を見てみますと、相当数にのぼっていることが大体わかつておられます。正確な全体の数字といふものは、ちょっと把握しておりませんのでわかりません。

○馬場委員 相当農業高校の募集定員に足らないところがございます。よく調べてあとで数字をお知らせ願いたいと思うのですが、募集するときから定員に満たない、こういう状況がありますといふこと。

次は、自分でこの農業高校あるいはこの農業課程、こういうものを希望して入った生徒は何%くらいだと思われますか。そういう調査がありますか。

○中西説明員 一昨年の十月末に文部省のほうで進路指導調査というのを実施いたして、これは十県の抽出でございますが、そのときに初めから現在の学校、学科に入りたかった者を調べたわけでございます。農業高校では初めてから現在の学校、学科に入りたかったというのは全体の三%でございます。水産高校では三五%でございます。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○馬場委員 農業高校に自分から進んで入つたと

いう者が三分の一、農業高校に入りたくないなかつた

けれども、現在、言つてはならないような発言かも

れませんが、ほとんどあとの三分の二の人たちは

普通高校なりその他の学校に行きたかったわけ

です。ところが、おまえは成績が悪いから、通らぬ

から、農業高校に行きなさい、ここなら通るぞ、

二、そういう結果ですね。これは大臣も御承知と

思いますし、文部省も知つておると思うのですけ

ど思つております。現在、文部省の中に理科教育

及び産業教育審議会というのがございますが、こ

の中で職業教育のあり方についていま御審議を

思つておる者、入りたくなかった者でも、入つた

以上はそれに適応指導をやつておりますとい

が、入りたくなかった者、おもしろくない者にど

んなに適応指導したって同じことですよ。

さらに聞きますけれども、それをしたら適応能

力ができたかどうかということです。農業高校を

のだけれども農業高校に入っているのが三分の

一、もう二つも農業をやっておりますか、その

卒業した者が何名農業をやっておりますか、その

他の者はどこに就職しておりますか、その比率を

教えていただきたいのです。

○中西説明員 四十六年度の卒業者につきまして

就職後の状況を調べたものがございますが、それ

が二八・四%でございます。それから水産高校

では漁業水産養殖関係に就職した者が一三・〇

%、それから運輸通信業関係に就職した者が一五・

三%、合わせて三八・三%でございます。そのほ

どもこれは決していいことだとは思つております

けれども、現在、言つてはならないよう

な発言かも

りませんが、ほんとどあとの三分の二の人たちは

二、そういう結果ですね。これは大臣も御承知と

思いますし、文部省も知つておると思うのですけ

ど思つております。現在、文部省の中に理科教育

及び産業教育審議会というのがございますが、こ

の中で職業教育のあり方についていま御審議を

思つておる者、入りたくなかった者でも、入つた

以上はそれに適応指導をやつておりますとい

が、入りたくなかった者、おもしろくない者にど

んなに適応指導したって同じことですよ。

○馬場委員 農業高校に自分から進んで入つたと

いう者が三分の一、農業高校に入りたくないなかつた

けれども、現在、言つてはならないよう

な発言かも

りませんが、ほんとどあとの三分の二の人たちは

二、そういう結果ですね。これは大臣も御承知と

思いますし、文部省も知つておると思うのですけ

ど思つております。現在、文部省の中に理科教育

及び産業教育審議会というのがございますが、こ

の中で職業教育のあり方についていま御審議を

思つておる者、入りたくなかった者でも、入つた

以上はそれに適応指導をやつておりますとい

が、入りたくなかった者、おもしろくない者にど

んなに適応指導したって同じことですよ。

○馬場委員 文部省に、農業の大切さということ

ばかり一つも出てこないんですね、今までの答弁

の中には、まさに社会の何とかという話ばかりで

すよ。文部省といえども、やはり農業といふもの

がどうあるべきか、非常に大切だということは

考えて、あり方を考えいかなければならぬ

と思つております。現在、文部省の中に理科教育

及び産業教育審議会というのがございますが、こ

の中で職業教育のあり方についていま御審議を

思つておる者、入りたくなかった者でも、入つた

以上はそれに適応指導をやつておりますとい

が、入りたくなかった者、おもしろくない者にど

んなに適応指導したって同じことですよ。

○馬場委員 農業高校を出て、農業のこといろいろ

力をされているわけでございまして、入つてきました

生徒について、現在の学校に入つてよかつた

かどうかというのを聞いてみましたが、これは先

けないということで、学校のほうでもいろいろ努

めることは決していいことだとは思つております

けれども、どちらとも言

ふうに思つておるわけですが、三〇%ございましたが、三〇%はたいへんよかったです。これは先

はほかの産業のほうに回つていると思つます。

か水産高校では水産製造という学科がございます

ので、これが製造業のほうに回つていると思つま

すが、その辺がはたして関連のある製造業に回つ

ているのかあるいはそうじゃないということはよ

くわかりません。いま申し上げました以外の生徒

はほかの産業のほうに回つていると思つます。

ほどの調査でございますけれども、どちらとも言

ふうに思つておるわけですが、三〇%ございましたが、三〇%はたいへんよかったです。これは先

はほかの産業のほうに回つていると思つます。

○馬場委員 農業高校を出て、農業のこといろいろ

力をされているわけでございまして、入つてきました

生徒について、現在の学校に入つてよかつた

かどうかというのを聞いてみましたが、これは先

はほかの産業のほうに回つていると思つます。

か水産高校では水産製造という学科がございます

ので、これが製造業のほうに回つていると思つま

すが、その辺がはたして関連のある製造業に回つ

ているのかあるいはそうじゃないことはよ

くわかりません。いま申し上げました以外の生徒

はほかの産業のほうに回つていると思つます。

ほどの調査でございますけれども、どちらとも言

ふうに思つておるわけですが、三〇%ございましたが、三〇%はたいへんよかったです。これは先

はほかの産業のほうに回つていると思つます。

○馬場委員 農業高校を出て、農業のこといろいろ

力をされているわけでございまして、入つてきました

生徒について、現在の学校に入つてよかつた

かどうかというのを聞いてみましたが、これは先

はほかの産業のほうに回つていると思つます。

か水産高校では水産製造という学科がございます

ので、これが製造業のほうに回つていると思つま

すが、その辺がはたして関連のある製造業に回つ

ているのかあるいはそうじゃないことはよ

くわかりません。いま申し上げました以外の生徒

はほかの産業のほうに回つていると思つます。

ほどの調査でございますけれども、どちらとも言

ふうに思つておるわけですが、三〇%ございましたが、三〇%はたいへんよかったです。これは先

はほかの産業のほうに回つていると思つます。

ほどの調査でございますけれども、どちらとも言

ふうに思つておるわけですが、三〇%ございましたが、三〇%はたいへんよ。www

然考へて教育しなければならぬと思うのです。

私は農林大臣に聞きたいと思うのですが、いま

こういう質問をしたとしたら、どう生徒は答えますか。いま高度成長政策の中でも、重工業中心

に公害なんかをまき散らしておるわけです。だから、そういう公害なんかまき散らしておる重工業

のほうに就職したいか、あるいは命のかてとなる食料生産に携わる農業、どちらを選ぶかというこ

とを子供に質問したとします。いまの子供はどう答えると思いますか。具体的に公害をまき散らす重工業、そういうところにあなたは行くか、国民

の命のかてをつくる農業あなたは行くか、どちらに行くかと子供に質問した場合、子供はいま何と答えるか、これに対する大臣の御見解を聞きたい。

○櫻内国務大臣 こういう質問をするかしないか

のですね。もちろんされるというのだから、された結果がどうかということもお答えできませんが、いまの時代の趨勢からまいりますと、これだけきびしく公害問題が取り上げられておりからでございます。そういう

姿ではないと思う。そういう風潮が続く限り日本の農業は采えませんよ、子供は後継者になる人た

のですからね。こう非常に大きい農業觀なり

あるか、こういうところにやはり大臣も目を

つけなければ、農業の発展というのはあり得ない

と私は思うのですけれども、そういう点につい

て、もう一べん大臣の答えをお願いしたいと思

う思います。

○馬場委員 大臣はいまの子供を御存じないです

よ。きちんと子供は答えますよ、おれは百姓はせぬと。やっぱり工業のほうに勤めたい、ほとんど

の子供がそう言いますよ。そういうことがさつき言つたように、農業高校を出た者の二八%しか農業に残らないのですよ。大臣は仮定の質問だとかなんとか言つて非常に軽く考えておられますけれども、この問題は、日本のたとえば社会現象として、さらには教育の体系までも農業を軽視している風潮があるということを私は言いたいのです。学校でおまえは普通高校は通らぬから農業高校ぐ

らいに行きなさいということ、これはまさに農業

觀といいますか、価値觀というものが間違つて

るのですよ。そうしてまた、公害を出すような重

工業に行きたい、國民の命のかてを守る、つくる

工業に行きたい、そういう社會觀といいますか、また教育の中における農業觀といいま

すか、これが非常に間違つてます。度經濟成長政策の中でもそういう風潮を子供の中に

もつくり上げてきた、社會の間にもつくり上げて

きたということが私は非常に問題だらうと思う

です。

そういう意味で、農林大臣はそういう農業の価

値、農業觀というものが社會にもあり、子供の中に

も出てきておるというのを認められますか。そし

て認めるならば、そういうことはやはりあるべき

姿ではないと思う。そういう風潮が続く限り日本

の農業は采えませんよ、子供は後継者になる人た

のですからね。こう非常に大きい農業觀なり

あるか、こういうところにやはり大臣も目を

つけなければ、農業の発展というのはあり得ない

と私は思うのですけれども、そういう点につい

て、もう一べん大臣の答えをお願いしたいと思

われでございます。

それと、いま直接の問題になつておることにつ

きましては、この統計というものはどうしても時

間的なそれはあることはこれは否定ができないこ

とでございまして、この風潮の変わつておる段階

においていまのような質問が行なわれれば、私は、多少そこに期待感もあるのでございますが、

少なくともその質問は、農村における農業高校に

おいて行なわれるということになつてくると、私はその質問に答えるのにちょっと生徒が困るの

じやないかといふことを率直に申し上げたわけであります。多少ずつ時勢の変化が伴つてきておりますので、私としてはいまの農村における子弟の

諸君の考え方にもそれが反映しておるのでない

かというふうに思ひざるを得ないのでございまし

て、またそのようにいかなければならぬといふ

ふうに痛切に感じておるものでござります。

○馬場委員 世の中がやはり高度成長政策の

ひづみという中で、大企業中心・輸出中心の世の

中が、やはり國民中心・福祉中心の世の中に変わ

らなければならぬというふうに動きつゝあるのは

私も認めます。しかし、これは私に言わせます

と、政治の姿勢よりも、やはり國民の大衆の苦し

い中からの知恵としてそういうことが出されてき

た、國民の氣持ちといふのは先に進んで政治はやはりおくれておる。こういうふうに考えますけ

れども、ぜひ政治の面も積極的に、少なくとも公

害を出すようなそういうところに行かなくて、國

民の命のかてをつくる農業に喜んで行きたい、そ

ういうような積極的な農政をやつていただきたい

と思うのです。

いまの場合、農民の父親が自分の農業に確信を持つてないのです。確信を持つていない

者が子供に、おまえ農業をやれと言いつれないと

いう状態さえあるんですよ。現在農業をしておる

方向に行くべき農業であり林業であり漁業で

対して、御指摘のように、現在考え方が次第に変

わりつつあるということを認めて、私はまたそ

ういうのもそういう方向に持つていていただき

たい。そうしなければ、次代になおうとする農

業の後継者がいま言つたような現状では非常に困るということを強く大臣に訴えておきたいと思うのです。

そこで、大臣にもう一つ。今度は違う問題で

す。牛の奇病の問題について一言決意のほどをお伺いしたいと思うのです。

この前大臣がおられませんときに、政務次官を

中心にいろいろ質疑をいたしました。それで一定の答弁を得ているのですが、だから、もう詳しくは申しませんし、大臣の決意のほどを聞きたいの

ですが、御承知のとおりに、去年の八月からこと

しの三月にかけまして牛が流産をしました。死

産、早産、奇形、まさに骨と皮でまつ黒くなつて生まれた牛さえおります。生まれてきた牛が足

が立たない、乳が飲めない、背骨が曲がってい

る、歯がない、こういう奇形もあって、全国的にこれが二万八千頭以上出たということは大臣もも

う御承知と思うのです。このことはこの前も言つたのですけれども、昭和三十四年にやはり三千頭

くらい、こういう奇病が流行しておるわけです。こ

のときその原因がついに不明のまま今日にきたと

いうことが二万八千頭ものそういう被害を出した

牛の奇病です。この奇病が流行しておるわけです。こ

のときその原因がついに不明のまま今日にきたと

いうことが二万八千頭ものそういう被害を出した

牛の奇病です。この奇病が流行しておるわけです。

そこで、牛の奇病の問題について一言決意のほどをお伺いしたいと思うのです。

ようですけれども、一萬八千人もの人間がこういうふうになつたらいいへんな問題ですよ。二万八千人の人間がこういう奇病あるいは流産、死産をした、そのくらいの気持ちで、ぜひこれに対しても原因究明と事後対策というものを徹底的にやつていただきたい、三たびこういうことが起こらないようにしていただきたい。これに対する大臣の決意のほどをお聞きしておきたいと思います。

○櫻内国務大臣 いまの御質問の中にもございましたが、この問題については、本委員会で種々御論議をちようだいしたことは私もよく承知をいたしております。また、この牛の奇病がおおむね家畜伝染病に該当するのではないか、ビールスによるとのではないか、こういう見当のつきつつあることも承知をしておるわけでございますが、御指摘のように、家畜伝染病予防法に基づき、あるいは関係の大学における研究によってこの原因といふものがさらに明白に把握される必要があると思ひます。そのように全力をあげてつとめたいと思ひます。そのうちに、すみやかにこの辺を——まあ、いまだも大体見当はつてしまふが、それに伴う予防措置というものが当然具体的に考えられると思うのでありますから、すみやかにこの辺を——まあ、いまだも大体見当はつてしまふが、もう一つ究明をいたすことが第1点であります。

それから、被害を受けられておる畜産農家に対しての措置につきましては、このことによりまして借り入れ金の返済等に支障を来たすということになりますれば、それに対しての返還猶予、貸付条件の緩和等の措置は当然とり得ると思ひますので、そのようにいたしたいと思ひます。なお、この奇病によるお産後の牛については、引き続いて妊娠の可能性を持つておるということがいわれておりますので、この場合には有料人工授精用の精液の配給と申しますか、これを無料でいたして、少しでも農家経営の改善に寄与いたしますようにいたしたい、このように考えておるようなな次第でございます。

○馬場委員 どうも大臣の元氣がないので、ま
あ、中身はわかつたのですが決意があまりわから
ないんだけど、この前の三十四年のときもビール
ではなかろうかということでおしまいになつて
ども、それであるかもしませんが、これは原因
はまだほかにもあるわけですよ。飼料の問題とか
農薬の問題とかあるいは公害の問題だとかあるい
は種牛の問題だとか精液の問題だとか授精のやり
方の問題だとか、ほかに考えられる原因是たくさん
あると思うのです。そういうところの研究もせ
ひお忘れにならないようにして、たとえば飼料が
原因でなつたのだということになつてくるあるいは
は種牛がどうだということになつてきますと、何
か行政責任が追及されるからということでそちら
がおろそかになるということはないと思いますけ
れども、そういうことがないようには、たとえば
ビール説の追及もけつこうですけれども、その
ほかのことも原因ではないかということで徹底的
に追及していただきたい。今度は必ず明らかにし
ていただきようにお願いをしたいと思います。大
臣は時間だそうですから、これでけつこうでござ
います。

最後に、ミカンの緊急対策の事後処理につい
て、これは報告を求めておきたいと思います。
まず第一は、全部申し上げますけれども、三十
万トンの市場隔離をしたわけございますが、こ
れが三十万トン思ひょうようにいったのかどうか、
結果はどうなつていいのか。これは、たとえば
ジユースの問題だとかあるいはかん詰めの問題
は、三十三万トンの市場隔離をしたその結果はどう
なつたかという問題です。もう一つは、制度資金
の貸し付け金の償還猶予の措置等も通達を出され
たんですが、その結果はどういうふうになわ
れたかという問題。第三に、再生産資金の利子補
給といふものを行なわれましたが、その実施状
況。さらに各県が緊急ミカン対策を実施いたしま
した。これに対しまして特別交付金として三億円

出でるわけですが、この配分状況、大臣四つが緊急対策として行なわれましたが、その後処理、結果がどうなっているかということをお知らせ願いたいと思います。

○伊藤(後)政府委員 御報告申上げます。

三十万トンの市場隔離の問題につきましては、果汁は原料換算二十万トンの当初の予定に対しまして、ミカンの生果の値段が逐次回復してきたこともあります。私ども当初予定いたしましたものよりも生果に回ったことによりまして、実際に調整保管用の原料としてのミカンは十六万三千五百トンにとどまっております。

それからあん詰めにつきましては、予定どおり前年対比では原料換算十万トン以上の増の加工処理を行なっておりますが、もつと販売できそうだというようにならん詰め会社の見通しから、実際に調整保管しているのは約三万トンでございます。十万トン以上前年よりけいに加工処理をしておるということです。

それから制度資金の貸し付け条件の緩和の状況につきましての御質問でございますが、申請中のものも含みます償還猶予件数は三月末現在、三千六百十一件で、近代化資金が千四百四十六件、農林漁業金融公庫資金一千百六十五件。同猶予額が三億二千七百六万一千円、このうち近代化資金が八千四百二十五万八千円、農林漁業金融公庫資金一億四千二百八十万四千円ということに相なっております。

それから交付税の三億円ということにつきましては、これは自治省にお願いをいたしまして、二月末に配分済みになつておるわけでございます。農林省から越年在庫量の対前年増加量というものを勘案し、おもに見まして、成園面積あるいは未成園面積というようなものもさらに勘案しまして各県の配分をする。また各県の事業量というのもも勘案してやつてほしいというようなことを申し上げまして、自治省もその考え方を尊重して配分を行なつたと申しております。

それから最後に、温州ミカンの再生産資金の利

○馬場委員 まだ質問したいのですが、ちょうど時間が参りました。ことしは絶対に去年みたいにならないよう、最善の努力をお願いしておきたいと思うのです。
出かせぎの問題等について質問を通告しておりますが、時間が参りましたので、次回に譲りたいと思います。
質問を終わります。

○山崎平委員長代理 本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。神田大作君。

○神田委員 私は、もうすでに同僚の皆さんから御質問がありました農協等の四法につきまして、これに関連いたしまして御質問申し上げますが、二重質問等になるかもしませんけれども、御了承願いたいと思います。

まず、大臣にお尋ねしますが、農林水産業の近代化と農山漁村の振興をはかるといわれておりますが、実際問題といたしまして、農林水産業は今日においては非常な危機に立っております。このような状況のもとにおいて、農協の果たす役割は非常に大きいですけれども、大臣としましては、この抜本的な改革をもつて農水産業の近代化と、これが振興をはかる必要がある

と思ひますが、まず第一にこの点をお尋ね申し上げます。

○櫻内国務大臣 今回金融関係四法の改正をお願い申し上げておわけござりまするが、御承知のように、基礎整備事業、構造改善事業あるいは価格安定対策を講じてはおりまするが、それだけ

○神田委員 農林中金が、今日資金が集中してお
り、現在の農林水産業だけの貸し付けでは資金が
余裕を持つといっておられます、はたしてこの
りたい、こういふ心がまえでござります。

農林中金が農水産業の近代化のために実際に役立つ貸し付けを行なつておるかどうか。本来の業務であるところの所属団体への貸し付けは二三・三%、関連貸し付けが五一・一%というような状

態になつておりますが、これは本来の使命を果たしておらない、私はこう思うのであります。この点についていかがでござりますか。

る関連産業融資が多くなっています。関連産業融資と申しましても、農水産業の発展に関係のある関連産業に貸しているわけでございますから、関連産業が多いから中金はその目的に反している

というところまではいえないのではないか。現在のところは、資金需要がそのような事情にござりますので、関連産業が多くなっておりますけれども、またこれは資金需要が変わりますと、会員融

資がふえるというようなことも考えられますので、現在の姿を見てそのまま関連業界融資が多過ぎるといふうに断定できるかどうかには若干問題があるのではないかと考えます。

○神田委員 私は、本来ならば、これはあべこべであろうと思う。五一・一%は本来の業務、所属

団体の貸し付けで、一二三・三%が関連産業としうることであれば、これは話がわかる。ところが、岱以上も関連産業貸し付けですね。その半分以下が所属団体への貸し付けであるということは、あなたが言われたのとちょっと意味が異なると私は思うのです。関連産業といつてもいろいろあります。しかし、これには問題になる点もありますが、時間がありませんからそこまでは私は言いませんけれども、まず本来の所属団体への貸し付けに対してその使命を果たしているかどうかについて反省をしなきゃならぬと思いますが、その点について再びお尋ね申し上げます。

○内村(良)政府委員 関連産業貸し付けが多くて会員貸し付けが少ない。そこで、会員貸し付けについて十分なことをしないで関連産業貸し付けをやつておるのではないかという御質問かと思いますけれども、私どもは、現在の中金の貸し付けは会員貸し付けについては必要な資金需要には大体こたえているというふうに考えております。

○神田委員 今度の中金の貸し付けのワク拡大について、これは、貸し付けのワクを大きくすることにいたしますと、市中銀行との関係において、市中銀行と何ら異なることのないような、そういう性格が出てくるのはなからうかということをおわれわれはおそれておりますが、その点についていかがでござりますか。

○内村(良)政府委員 先生御承知のとおり、農林中金は、農林漁業の協同組合組織を通じて農林漁業者の社会的経済的的地位の向上をばかり、あわせて国民経済の発展を期するという協同組合法制を前提として、この協同組合組織等に対し金融の円滑化をはかるために設立された特殊法人でございます。すなわち、農林中金は、農林漁業者の組織する協同組合及び連合会等を所属団体といたしまして、これら所属団体に対する金融の円滑化をはかるため必要な業務を本来の業務として営むとともに、所属団体を通じて集積される資金を農林水産業の発展に資するよう農林水産業の関連産業に貸し付け、あるいは金融機関に貸し付けることに

よつて運用するなど、外部経済との接点に立つて金融業務を営んでおります。

今般の中金法の改正のまず要点は、すでに提案理由等で申しておりますけれども、若干申し上げますと、第一に、農林中金の存立期限到来に伴い、その存続をはかるところでございます。それから第二に、所属団体及びその構成員の経済活動の拡大、一般金融業務の多様化に対応して農林中金の金融業務の充実はること、第三に、所属団体に対する貸し付け業務に支障のない範囲において農林水産業への直接貸し付け、農山漁村における産業基盤または生活環境の整備事業を行なう法への資金の貸し付け、第四に、経済社会の発展にはかかる見地から適切であると認められる法人への貸し付けの道を開くこと、それから第五には、農林中金の役員制度につきまして、金融機関として

の一体的運営を確保しつつ、所属団体の意見を十分反映させるよう、理事長が副理事長、理事の任命に際して総会の同意を得ることとする旨を定めます。

したがいまして、今般の改正は、農林中金の運営に属する金融の円滑化をはかるため必要な業務を営むという基本的な性格を逸脱しない範囲で、内において、諸情勢の変化に対応して機能の拡大及び資金運用の改善をはかるものでございまます。

島田貿易の日本通商は、従来の農林中金の性格というものは変わらないわけでございます。

協同組合等に金融の便宜を供するところをもとする特殊法人でございますから、所属団体以外に対する金融業務については、農林中金の性格上かなりの範囲でいろいろな限定がついております。

す。したがいまして運用上も文部省費り少く、
については、主務大臣の認可等きびしい規制がなされ
なわれておりますので、一般の金融機関とは性格
はやはり違う、従来の農林中金の性格を今般の改
正は変えるものではないということでおおいかね

○**神田委員** 私たちの一番おそれておるのは、本来の使命を忘れて、農林水産業の近代化あるいは農村振興のための金融機関が市中銀行と同じような性格を持つて、農林水産業の振興に役立たない。ようなことがあつてはたいへんである。こういうのでありますからして、この点について十分留意をしながら近代化に十分融資をして、どうしても余裕金ができた場合にのみこれをほかに回すといふ、この本来の使命をひとつ忘れないでもらいたいということを強く申し上げたいと思います。

次に、私は、役員の選挙につきまして、理事長は代議員の承認を得て他の役員を選ぶということをあります。が、せつかく代議員制をとったのであるからして、これは理事長が理事を選ぶというのではなくに、代議員が理事を選ぶべきであろう。それが民主的ではなかろうかと思ひます。が、この点についてはどうお考えになりますか。

○**内村(良)政府委員 農林中金の役員につきましては、従来すべて政府の任命となつていていたわけでござりますが、昭和三十六年の農林中金法の改正によりまして、理事及び監事は出資者総会において選任する。副理事長及び理事については理事長の任命となつたわけございません。そこで、現在、副理事長、理事といふものは理事長の補佐機関になつてているわけでございまして、今般の改正について、この点につきましては、関係の団体のほうでも、副理事長及び理事についても出資者総会で選任したらどうかという意見もございました。**

そこで、そういう意見等もいろいろ考えながら政府においても検討したわけでございますが、やはり農林中金というのは一つの特殊法人でございますので、農協と同じような法制にしていいかどうかという点に若干の問題があるのでない。しかし、一方、最近の中金の業務を見ますと、系統金融と一体となって運用しなければならないというような面も出てまいりますので、そういった要請等にこたえる一方、特殊法人としての中金の性格等も考えまして、副理事長及び理事に

つきましては、理事長が任命する際に、出資者総会の同意を得るという形にしたわけでござります。

○神田委員 そういう見方もあります。あります

が、一般的の単位農協からいわせれば、いままではお役人が天下りで中金の理事長になり理事になつておつて、眞の農民の声を反映することが少なかつたきらいがある。しかし、そういう点を直すためには、やはり代議員制をつくった以上は、代議員制によって理事長、副理事長、理事というようなものは、これは信連とかあるいは単協と同じよう、直接選挙によつて選ぶことが私は民主的な団体としての性格である、こういうように考えます。それは急に直せといつても、なかなかむづかしい問題等もあるうと思いますが、農業協同組合の精神はそういう精神であつて、一般組合員の意思を反映させるための中金でなくちやならぬ、こういうような考え方のもとに私は申し上げるのでありますからして、この点を十分今後留意されあります。

○内村(良)政府委員 今般の法改正によります中

金の農業者に対する直貸を開くことの目的は、大規模經營の育成等農業の近代化をはかるため、大きな資金需要につきまして、単協、信連段階では資金量、危険負担等から見て十分に対応できない場合も出てきているわけでございます。したがい

まして、今回の中金の直貸はそれを補完しようとして、現実の問題といたしましては、必要があれば、農林中金の直貸について、単協、信連、中金等で構成される融資協議会のようなものを設けまして、そういうところで十分相談しながら、直貸をやるということと、三段階制を乱さないようのように運営したいと、いろいろに考えております。

○神田委員 そういう点においては、十分単協、信連との連携をとりながらやつていただきたい、このように考へます。

最後に、中金法の改正について、この余裕ので

次に、中金が直接に今度は需要者、いわゆる末端の需要者ですね、信連、単協を越えて末端の需

要者に直接貸し付けをするというようなことがうたわれておるようになりますが、このことははたして適正であるかどうか、そういう場合における信連や単協はいかなる立場に立つか、単協、信連、という二つの段階を乗り越えて直接需要者に中金が金を貸すということについてはどううような意味を持っているか、これをお尋ね申しあげます。

○内村(良)政府委員 今般の法改正によります中

金の農業者に対する直貸を開くことの目的は、大

規模經營の育成等農業の近代化をはかるため、大

きな資金需要につきまして、単協、信連段階では

資金量、危険負担等から見て十分に対応できない場合も出てきているわけでございます。したがい

に外国為替の業務を扱うということで、それがふなれなために間違いを起こすようなことがあつて、資金の需要等に応じての改正のようでありますが、農協は現在単協あるいは県段階、それから全国段階と三段階制になつておりますが、単協の合併が進むにつれて大型農協が出てくる。そういう場合には、一々県段階を通じて全農とかあるいは中金に結ぶというようなことよりも、いわゆる二段階制にして、県段階においては指導的立場だけにする、直接大型単協から全農へのいわゆる事業の連絡というものはできるのではなかろうかと思ひます。この問題についてどのように考えますか。

○内村(良)政府委員 農協が合併いたしまして、

大型農協がどんどんできてくる、そうすると、大

型農協が直接全国段階の組織に加入したいとい

う問題が起つております。この問題は、農協組織

自体にとつて非常に大きな問題でございまして、

現在その問題をどう扱うかにつきまして、全農と

大型農協との間でいろいろ話し合いが進められて

おります。しかし、いざれにいたしましても、これ

は系統の三段階制の問題に関連する非常に大きな

問題でございますから、役所といたしましては、

今年度から発足をいたしました農協の制度の検討会

で、この問題は十分検討してみたいといふように考へておるわけでございます。

○神田委員 農協は、現在農業の經營を委託する

といふようなことで、いわゆる農業經營の拡大化

をはかつておりますが、実際問題としてはこれはな

かなかむずしい問題であつて、農協 자체が農業經

營を委託して農業の拡大をやつておるといふよ

うな農協は少ないようありますけれども、これら

については実際問題としてどの程度進んでおる

か、お尋ね申し上げます。

○内村(良)政府委員 昭和四十六年度から農業經營等の受託事業についての補助を行なつておりますけれども、四十七年度においては補助事業によつて農業經營の受託事業を行なつた農協は二十二ございまして、その受託面積は四百五十ヘクタール、そのうち転換水田の面積が三百六十ヘクタールとなつております。

○神田委員 これはわれわれとしてはもつと推進ながらやりたい。

そこで、実際に直貸を行なう場合におきまして

も、業務の代理は単協に頼むというようなことに

なりますのでございまして、系統三段階制をこれに

よつて乱さうという考え方はないわけでございま

す。

○神田委員 そういう見方もあります。あります

が、一般的の単位農協からいわせれば、いままでは

お役人が天下りで中金の理事長になり理事になつ

ておつて、眞の農民の声を反映することが少なかつたきらいがある。しかし、そういう点を直す

ためには、やはり代議員制をつくった以上は、代

議員制によって理事長、副理事長、理事といふよ

うなものは、これは信連とかあるいは単協と同じ

ように、直接選挙によつて選ぶことが私は民主的

な団体としての性格である、こういうように考へ

ます。それは急に直せといつても、なかなかむづ

かしい問題等もあるうと思いますが、農業協同組

合の精神はそういう精神であつて、一般組合員の

意見を反映させるための中金でなくちやならぬ、

こういうような考え方のもとに私は申し上げるので

ありますからして、この点を十分今後留意され

ます。

○内村(良)政府委員 今般の法改正によります中

金の農業者に対する直貸を開くことの目的は、大

規模經營の育成等農業の近代化をはかるため、大

きな資金需要につきまして、単協、信連段階では

資金量、危険負担等から見て十分に対応できない

場合も出てきているわけでございます。したがい

ます。

○内村(良)政府委員 今般の法改正によります中

金の農業者に対する直貸を開くことの目的は、大

規模經營の育成等農業の近代化をはかるため、大

きな資金需要につきまして、単協、信連段階では

資金量、危険負担等から見て十分に対応できない

○神田委員 農協が協同会社の經營をたくさんやつておるようございますが、私の見るところ、農協が参加しておる協同会社の運営は、ともすれば經營不振のように思われるが、この協同会社の経営の実態並びに全国段階あるいは県段階における協同会社のおもなる業種等、これは非常に膨大なものになると思ひます。もし膨大なものであるとすれば、これを資料として提出していただきたい。

それから、これらの經營に對してどのような監督をされておられるか、お尋ね申し上げます。

○内村(良)政府委員 農協及び農協連合会が主として出資しているいわゆる協同会社は、四十六年の三月三十一日現在の統計でございますが、それによりますと、三百六社ございます。このうち、総合農協の出資会社が五十四、専門農協の出資会社が二十一、県区域未満の連合会の出資会社が十二、県区域連合会の出資会社が百八十四、全国区域連合会の出資会社が三十六となっております。これらの中、業種別におもなものをあげると、畜産物の加工販売事業を行なうものが六十四社、飼料製造販売事業を行なうものが四十四社、不動産の管理売買事業を行なうものが四十社、保養所經營の事業を行なっているものが全体の約半分になつております。

このいわゆる協同会社につきましては、四十六年に通達を出しまして、協同会社についてはあらかじめ届け出をするようにといふことを行なつておられます。これは、農業協同組合と違いまして株式会社でございますから、役所として直接検査をするというのはなかなかできにくいわけでござりますが、農林省といたしましては、四十六年に通達を出しまして、協同会社についてはあらかじめ届け出をするようにといふことを行なつておられます。これは、農業協同組合と違いまして株式会社でございますから、役所として直接検査をするうに考へておるわけでございます。

○神田委員 私は、そこに問題点があると思うのです。監督の行き届かないわゆる株式会社に、

農協が、もちろん総会の決議によつて出資はして参加しているんだろうが、そういう会社をたくさんつくるというところに私は問題があるのでありますからして、この点については、後刻の機会に検討していきたいと思うから、資料としていまのあなたの申し上げられた資料を提出してもらいたい。

次に、海外貿易等につきまして、農協は、現在のように農産物の自由化が進んでまいり、われわれとしては農産物の自由化を阻止しようとしておりますが、実際問題とすると、いろいろの面で、たとえば飼料にしましても、その他必需農産物が海外から輸入されなければならぬ。こういう場合に、商社にのみこれを与えるべきでなしに、直接農協の組織において海外貿易をなして、安い農産物を供給すべきである。このように考えます

が、この点についてどのような指導をされておられるか、お答えを願います。

○内村(良)政府委員 まず最初に、農協の関連会社の協同会社の資料でございますが、これはすでに提出してござります農業協同組合法の一部を改正する法律案資料の七ページに数字がすでに提出してござります。

それから次に、農協の貿易の問題でございますが、現在のところ、農協は、貿易につきまして、組合貿易という協同会社をつくりまして、その組合貿易が農協関係の外部貿易を担当しております。そこで、信連はこれに中金と一緒に協調融資をしておりまます。したがいまして、私どもといたしましては、こういった農業の構造改善に役立つような工業導入につきましては、系統資金を大いに活用するようにして、いろいろに考えております。

○神田委員 考えておるのは実行ができないのであって、実際の農村地域に入つておる工業の実態は、都市銀行あるいは地方銀行を通しておるのが大部分である。これはそういうような法律があつても、実際の方面において行なわれなければ、これは何にも役立たないのであるからして、この点について、もし農村に工業が入る場合においては、農林省としてもこれらの点について十分意見を述べ、そうして農村との連絡を保つよう指導していただきたい、こういうように考えます。

これと同時に、私は大臣にお尋ね申し上げたいのですが、現在のところ、農業が誘導されておる。これはわれわれとしておこなつておる。これは、農村地帯に工業が入る場合においては、農業者に貸し付ける場合の金利は五分五厘となつたわけであります。このように農業の近代化資金については、他の制度金融との均衡等も考慮しつつ、絶えず金利の引き下げに努力を行なってきたわけでござりますが、これは原資

が系統資金でござりますから、今後とも農協系統の資金コストの低減等努力をはかりつつ、引き下げの努力をはかりたいというふうに考えております。いわゆる近代化資金の金利の引き下げ、六分では農業は成り立たない。利子補給をして三分程度の思い切った利息で農業の近代化をはかる、

について、現在はややもすれば、都市銀行との連係によつて行なわれておるようあります。この点についてはどう考へられですか。

○内村(良)政府委員 農村地域工業導入促進法の十三条の規定で、農林中金が農村地域工業導入促進法に基づきます工業導入について融資ができるようになります。そこで現在までの実績を申しますと、農村地域工業導入促進法に基づいて中金が融資した額は十七億三千万円になります。

そこで、信連等もそれに協調融資したらどうかという御意見でござりますが、たとえば東北三菱自動車部品という工場を福島につくつたわけでござりますが、それは、農村地域工業導入促進法に基づく導入でございまして、それにつきまして福島県の信連はこれに中金と一緒に協調融資をしておりまます。したがいまして、私どもといたしましては、こういった農業の構造改善に役立つような工業導入につきましては、系統資金を大いに活用するようにして、いろいろに考えております。

○神田委員 次に、近代化資金の問題でお尋ねしますが、近代化資金の金利の引き下げをしてくれておることであります。現在の日本の農業において、六分の利益を得るという農業はなかなかない。少なくとも、思い切って利子補給を政府は行なつて、三分程度の利息で農業經營の拡大をはからなければ、農業振興には役に立たぬ、こういうように考へられます。また、この貸し付け等につきましては、あるいは保証人をつけるとかあるいはまた信用保証協会の保証を与えるとか、いろいろややこしい手続を要しておる、こういう点についてどのように考へられますか、お尋ね申し上げます。

○内村(良)政府委員 農業近代化資金の貸し付け金利は、制度創設の際、一般に年七分五厘以内とされたわけであります。その後昭和三十七年度、昭和四十一年度の兩年度及び四八年年度の今回と、三回にわたりましてその引き下げが行なわれました結果、農業者に貸し付ける場合の金利は五分五厘となつたわけであります。このように農業の近代化資金については、他の制度金融との均衡等も考慮しつつ、絶えず金利の引き下げに努力を行なってきたわけでござりますが、これは原資が系統資金でござりますから、今後とも農協系統の資金コストの低減等努力をはかりつつ、引き下げの努力をはかりたいというふうに考えております。いわゆる近代化資金の金利の引き下げ、六分では農業は成り立たない。利子補給をして三分程度の思い切った利息で農業の近代化をはかる、

そういうことをしなければ、日本の農業はつぶれてしまうのだ、拡大も振興もしないのだ。そういう点を農林大臣としてどう考えるか、お答え願います。

○櫻内国務大臣 神田委員の御質問の御趣旨はわかりますが、今回五厘下がって五分五厘に個人がなりましたのも、三分の利子補給が行われてのことです。これでは近代化資金が本来の目的を果たし得ないのではないかという御意見だと思いますが、今度それと同時に、貸し付け限度額の引き上げも考えて、二百万円が一千万円まで、あるいは特認の法人の場合は五千万円までといふにいたしておるのでございます。さらに金利を下げて考慮するということにつきましては、金利の全般的な体系からいかがかと思りますが、一つと、もう一つは、農協系統の資金コストの関係から考えまして、三分の補給で五分五厘、協同の場合六分五厘、この辺が無難ではないかということで、このような措置になつておる次第でございます。

○神田委員 六分というのを五分五厘にしたということに対しましては、これは非常に御努力をさ

れだと思う。しかしながら、現在置かれておる日本農業の現況からして、農業を拡大強化する

うことになつてしまります。そういう段階において、大臣は今後の食糧政策についてどのように考

えられておるか、この点をお尋ね申し上げます。

○櫻内国務大臣 これから食糧政策、特にお尋ねは米の生産調整のことがお考えにあるようござりますが、お尋ねの中にもございましたよ

うことになつてしまります。そういう段階において、大臣は今後の食糧政策についてどのように考

えられておるか、この点をお尋ね申し上げます。

○櫻内国務大臣 現在、米の貯蔵につきましては、低温倉庫を利用いたしまして貯蔵の所期の効

果をあげておると思うでござります。この面をもつと推進してまいりますれば、御質問の御趣旨に沿うのではないか。

なお、もみ貯蔵についての御意見をちょうだいいたしまして、これについての食糧庁における検討をしてもらつたのであります。私がちょっと専門的な知識を持ち合わせませんが、ただいま申し上げた低温貯蔵のはうがいいのであるし、現にやつておる、こういうことであつたわけでござります。

○神田委員 私はこの問題はあとの機会にまた申し上げたいと思いますが、ここでどうしても申し上げなければならぬことは、えさの問題であります。

○櫻内国務大臣 先ほど申し上げましたように、御意見の御趣旨はよくわかるところがござります。

るが、全般の金融の金利体系の上からいかがかとすることを申し上げておるのでございます。

利子補給をすればいいじゃないか、こういうことでございますが、その点につきましては、た

だいま即答がいたしかねますが、他の利子補給の

施策とともに検討させていただきたいと思いま

す。

○神田委員 私たちはこの前の生産調整のとき

に、生産調整をせずに、余った米をもみ貯蔵し

て、そして食糧の危機に備えろということを再三申しておつたのですが、今後もし米が

余ったならば、やはりもみ貯蔵をして、——これ

らの農産物といふものは天候に支配されるのであ

りますから、豊作の年ばかりではないのでありま

す。これが直らないであります。価格の問題と同

じく、このことは事務当局より御説明願いたいと思

ける在庫、また明年度の十月末における古米の状況

など

を

ましても年々減作しておりまして、ビール麦のほ

とんど七割は外国より輸入しておる、こういうよ

うな状態はますます今後はなはだしくなつてくる

と思いますが、これらは、価格の問題はもちろん

でありますけれども、政府自身が大麦や小麦やあ

る

り

うな状態はますます今後はなはだしくなつてくる

思いますが、これらは、価格の問題はもちろん

でありますけれども、政府自身が大麦や小麦やあ

る

り

うな状態はますます今後はなはだしくなつてくる

思いますが、これらは、価格の問題もちろん

でありますけれども、政府自身が大麦や小麦やあ

る

きましても、そういう組織化についていろいろな例をあげて農家に訴えるということを過去二、三年やっています。やつておりますが、それにならぬ人がついてこないのが現状でございます。

しかし、それをほっておいて、日本は麦がなくなつてもいいのだ、あるいは大豆がなくなつてもいいのだということは許されませんので、そういうことを考えながらなお一そ

う努力しなければならぬということを考えておるわけでございます。

○櫻内国務大臣 ただいま内村局長のほうから御説明を申し上げましたとおりでございますが、私は御承知の生産調整に伴う転作奨励をしておるわけでございますので、それを定着させたい。特に飼料作物あるいはその範疇に入るかと思いますが、食料用の大豆、こういうものについて特に力を入れていく。また同時に、公共事業の中の草地改良事業を大いに進めまして、飼料、な

かんずく粗飼料については自給ができる体制に持つていただきたい。

ただ、いま局長も御説明申し上げたとおりに、何ぶんにも、濃厚飼料関係のトウモロコシ、コーンについては、言うまでもなく、国際的にも生産性の格差が大きいのでございますから、その辺はある程度の国際的な配慮をするということは当然起きてきますし、また、ただいまお話をあつたように、非常に価格差があるものをして国内生産に持つてくるということよりも、長期に安定的に供給を得られるといったならば、その面での総合的な配慮は政治の上でやむを得ないのではないか。しかし、繰り返しつつ申し上げるように、国内ででき得るものは第一次的にそれにつとめる。そして足らざるところを国際

関係において補給していく。また国産でつくるといふものにつきましては、それに対するところの構造改善をはじめ基盤整備等の施策を当然やつていかなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○櫻内国務大臣 御質問の御趣旨は、そういう方向も加味しながら相つとめておるということが言えます。先ほども内村局長から裏作の点についても触れたのでございまして、これについてさらに神田委員からは、日本特有の機械を考え導入する、経営の大型化をはかれ、これらはみ

な私も感でございます。

ただしかし、私はここでしばしば開放經濟下にある日本としてある程度の国際協力の必要とい

うことを常に若干ずつはつけ加えておるというこ

とにしても、ひとつ御理解をいただきたいと思

うのです。

というのは、私が農林省のいまの行政の責任にあります。そしてソ連が不作だ、中国も不作だ、それがアメリカにしわ寄せが行つた、それがさらに日本にしわ寄せが来るという、この一連の状況を考

えておるときに、日本で必要な飼料は日本自体が

つくつてやればいいのだ、こういう声が非常に最

近強いのです。その自給率をある程度維持する

うことについては、私は一つも反対がございま

せん。しかし、それを日本だけで全部やるといっ

たとき、日本がもし天候異変があつたときにはど

うなるか、こういう点があるから、そこに国際協

調の妙味もあるので、したがつて、私がいつもこ

こで言うのは、輸出先の多角化あるいは開拓輸入

方式あるいはその安定的な供給を得られることを

考えながらいこう。しかし、第一次的には、日本

ができるものはできるだけつくりていきましょ

う、こう言っておることで、全くの鎮國的な考

えで成り立つか、それが一番安全なのかとい

うと、そのところは、少し長期に見た場合に、や

はりこれはせつかく各國ともにお互いに拡大均衡

なわれるような生地をつくるなければならない。

そういうことを計画的に、五ヵ年計画なり十ヵ年

計画で遂行することによって初めて解決できると

思つておりますが、この点について大臣はどう

考へられますか。

○神田委員 まあ、大臣、それは日本が不作の場

合はしよがないじやないか、こういうことで

あります。しかし、それはそのとき対策をとることで

あって、しかし、これ以上麦作や飼料作物、そ

うものが減つていく。これは私の町でございま

すが、ビール麦でございますが、去年までは一万

俵つくるていたわけです。ことしになつたらこれが四千俵になつておる。来年はもうつくらぬと、こう言つている。こういうような状況。これは一

が非常な没落をしていくか、それとも何とか持ち直していくかという、非常に大事な時期であると

いうことを強く申し上げると同時に、農産物の自

ニヤク等を自由化するというような話を聞いておられます。これがもし一たび自由化すれば、いろいろのが入って、せつかく山間僻地において苦して落花生とかコニャクをつくつておる農家が絶滅する。再びこれをつくれといつても、もうくらなくなる。これらの農産物の自由化をこう上進めてはならぬと私は考えるのであります。

これに対しまして大臣の所見を伺います。
○櫻内国務大臣 田中首相が、貿易の自由化という国際的に大きな方針、また理想という見地から、私どもにもいろいろ検討を命ぜられたことは、前々から正直に申し上げておるところですが

いまとするが、それらを検討して、その結果を総理に申し上げて、農林省として、自由化のできるものはございませんということはつきり言い切つて本日に至つておるようなわけでござります。落花生やコンニャクを例にあげての御質問であります、しばしばここで問題になりましたオレンジやジュースの場合はいずれも、検討の結果、農林省として自由化はできない、ということをほつきり申し上げておるような次第であります。

農協に共済事業をやらせることになりました理由は、いわゆる保険事業というものはややもすれば當利目的になるので、農協の共済制度によつて組合員やその他の人々の老後を保障しようというような考え方で共済事業が行なわれているんだろうと思います。今日その事業は非常に発展をしてしまつて、聞くところによれば、日本生命に次ぐ契約高を持つておるといわれておりますが、これらの資金はどのような運用をされておるか、簡単にお答え願いたいと思います。

○内村(農)政府委員 四十七年十二月末現在におきます共済資金の運用状況は次のようになつております。

農協の系統預金になつておりますものが三十四百三十億でござります。有価証券で保有されてお

○神田委員 時間の関係もありますので、この問題についてはあとの機会によく検討をして御質問を申し上げることにしますが、私が質問した農業協同組合に共済事業を行なわせた意義についてはどうですか。お答え願います。

○内村(良)政府委員 農業協同組合に共済事業を行なわせました意味につきましては、ただいま先生から御指摘があつたことと大体同じでござります。

共済と保険とはどう違うのかということです。まず、共済は、たとえば農協のような、一定の人の集団が先行的に存在しておりますと、その集団の構成員が加入者となつて、お互いに助け合う。具体的なやり方としては、保険の方式、すなはち収支相等の原則とか給付反対・給付均等の原則等で料率を設定しておるわけでございますが、根本は、一定の人の集団が先行的にございまして、そこで助け合う、これが農協に共済事業を行なわれている理由でございます。これに対しまして保険は、不特定多数の者に加入の道が開放されておりまして、加入資格に特段の制限がない。この点が共済と保険の違いじゃないかというふうに考えております。

○神田委員 大蔵省の銀行局長を呼んでおったが、お見えになつておるかどうかわかりませんけれども、昭和四十六年の貯蓄動向調査によると、貯蓄の現在高では、生命保険が二〇・八%で、定期性の預金に次いで第二位を占めておる。これは共済を除いてのことであります。こういうばく大きな生命保険の事業が国民生活に非常な影響を及ぼしておる。広く国民の各階層から資金を集め運用しておるこの保険事業で、特に昭和四十七年度上半期におきましては、自治省の調査によるところ、政治資金が四千五百万円交付されると報

告されております。農協に共済事業を行なわせる
というのは、こういいうような保険事業の営利性を
なくし——福祉国家になれば、老後の保障は福祉
年金その他の国家的な保障でやつて、保険とい
うようなものではやるべきじゃないと私は考える、
基本的には。しかし、現在においては、これは銀
行に次ぐ大金融業者として、最近は株価の操作に
も大きな影響を及ぼしておると聞いておる。これ
らにつきまして、私は大蔵省関係者に、現在この
保険会社の行なつておる保険事業が一般国民社会
に公平に役立つておるものであるかどうかということ
をお尋ね申し上げたいと思います。

○安井説明員 ただいま先生御指摘になりました
ように、生命保険事業で申してみますと、総資産
が大体六兆九千億くらいになつておるようござ
います。生命保険会社の資産運用につきまして
は、御承知のようすに、保険料の形で契約者からお
金を預かりまして、二十年、三十年という長い期
間にわたつて運用して、満期の場合にはそれをお
返しする。あるいは途中で事故が生じた場合には
それを死亡保険金としてお払いするということにな
るわけでございます。したがいまして、お預か
りいたしました保険料をいかに有利かつ安全に運
用するかということが、生命保険会社の資産運用
として一番大事なことだと考えておられるわけでござ
います。つまり、先ほど営利事業というお話を
あつたわけですが、いま日本の生命保険
会社は大半の会社が相互会社になつております
が、一応形式的には営利を目的としたさないとい
うことになつております。資産の運用の結果生じ
ました利益は、契約者でありますところの社員に
帰属するという形で、契約者配当という形でお返
しをすることにしておるわけでございまして、資
金の規模が大きいだけに、運用にあたつては、も
ちろん株式の投機に走るとか土地の買い占めをす
るとかいうようなことをしてはならないことは、
社会的に当然でありますけれども、極力その運用
を有利にしてこれを契約者にお返しするというの
が基本ではないか、そのように考えているわけで

○神田委員 保険会社は相互保険会社であつて、保険契約をした者は社員である。まことにこれはもつともな言い分であります。しかし、実際問題としては、保険に入った者は保険会社の社員だと、いうこと、契約が終われば社員でなくなつてしまふ、どうも私はその点、相互保険という文句がよく解せない。私にもわかるのでありますからして、一般的の契約しておる者ももちろんわかると思うのです。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

わからぬことであるけれども、とにかく附著の一〇%、三〇%近い金を集めておるのでありますからして、これは日本の金融、経済にとってはばく大な影響を与えるものである。この内容に対して監督官庁である大蔵省は詳細に検討しておるであろうが、一体これら契約者に対し正しい配当が行なわれておるのかどうか、この点についての行政指導を行なつておるのかどうか、これをお互い申し上げます。

○安井説明員 生命保険会社の配当につきましては、大蔵省のほうの認可事項になつておりますて、その決算がまとまりますと、大蔵省のほうに申請をしてもらいまして、その配当等をきめていけるわけございます。

具体的な数字を申し上げて恐縮でございますが、四十六年度で生命保険会社の利益と申しますのは——最初に保険料を組みますときに、たとえば利回りというのは、結果として出る利回りよりは安全を見込みまして低目に見てあるわけでござります。したがいまして、資産運用とか利回りがそれを上回りますとそれをお返しするという形になるわけでございまして、必ずしも経営側の能力だけではなくて、そういう保険料の組み方の問題もありますが、利回りといふのは、それをお返しするために関連するわけでございますので、出てまいりました剰余金を数字で申し上げますと、約三千五百億のうちほとんど大半といいますか、九九%はかりを契約者のほうにお返しするというやり方をさせておるわけでございます。これはこれだけの

利益をあげているのに經營者のはうはどうだといふことは決してなくて、先ほど申し上げました予定利子率の問題であるとかあるいは死亡率をかた目に見込んでおるというようなことから反射的に出てきたものが多いわけでありますから、これは契約者に返すのが当然であろうと考えているわけであります。

正確な数字を申し上げますと、四十六年度決算でございますと、二十社ばかりの保険会社で剩余额が四千九百億ばかりあるわけでございますが、これが対しまして責任準備金等に積み増しをいたしました一千四百億を引きまして、三千五百四十一億のうち三千五百八億というものを契約者にお返しするわけでございます。この三千五百四十一億のうち三千五百八億というものを契約者にお返しするわけでございます。

○神田委員 契約者が社員である、それに対する配当をやる、そういう相互的な会社が、なぜそれでは政治資金を、自治省に届け出でてあるだけで四千五百万円、そのような金をなぜ政治資金に献金するのですか。それは社員を無視するものではありませんか、どうですか。知つておりますか。

○安井説明員 政治資金の問題でございますが、実は保険会社の事業費の内容の詳細にまで私ども存しておりますので、いま先生から初めて承らせていただいたわけでございまして、考え方といふ話をして、この契約をいたいでくるというものが現状のようでございます。ところが、いまの外務員の関係で、非常に多くの外務員が入り、またそれが一年でやめていくというような事情がございますし、また契約のおすすめのしかたに非常な無理があるということから、非常な問題が起きているわけであります。たとえば義理募集であるとか無理募集であるとかいうことが起こりますが、か取り上げまして、たとえばいま御指摘の歩合制からむしろ固定給のほうをふやしていくことによって、私どもとしても非常に困った問題だと思って、うなことも審議会のほうで答申がございまして、間機関でございますが、そこでもこの問題は何度も取り上げまして、たとえばいま御指摘の歩合制はそれも相当行なわれてきたのでござりますが、約の解除されたといいますか、続かなかつたものでございますが、金額がちょっと手元に数字がございませんけれども、二四、五%の契約が二年以上続いていないようでございます。これも数年前に比べますと、まだ前には三〇%程度のものが続かなかつたものが、この二四、五%のところまできたわけでござりますけれども、まだまだ十分でございますので、現在も保険会社のほうに、この保

が、大体保険会社にもよるけれども、保険会社の歩合制なんです。これをわざかな低額の月給を払つて歩合でもつて追い立てる。そして半年か一年で親戚、知人を回り終えるとやめさせて、また新しく一万円ぐらいの月給を払つては、歩合でもつて追い立て追い回して、またやめさせては新しい者を使っておるという、こういうような非近代的な経営をわれわれは認めるわけにはいかない。これらに対して大蔵当局はどのように考えられますか、お尋ねします。

○安井説明員 生命保険の外務員の問題は、私も実は最も頭の痛い問題の一つでございます。生命保険契約をとります場合に、お客様のほうが保険会社の店先に来て生命保険を買つていただけたという状態にはないというわけでございまして、外務員の方々がお客様のところに行つてよくお話を聞いて、この契約をいたいでくるというものが現状のようでございます。

○神田委員 これは氣の毒なのは末端のかげりでござりますが、これが何らかの形で被保險者は損失をしているわけですね。それが二四%と

活塞議会で指摘された事項、さらには最近国民生

の現状でございます。

○神田委員 これは氣の毒なのは末端のかげりでござりますが、これが何らかの形で被保險者は損失をしているわけですね。それが二四%と

か二六%とかあるのは三〇%というふうなばく大

な掛け捨てがあるということは、これは看過しが

ない。これが何らかの形で被保險者は損失をして

いることですね。きょうこれをこまかく質問する

いとまはありませんから、この資料、四十六年

度、一番近いのは四十七年度下半期の資料が一番

近いが、それができなければ四十七年の上半期で

もけつこうでございますから、この各相互会社の

収支決算、掛け捨てになつた実際の金額、そういう資料をひとつ提出願いたい。そして後刻の機会

において私はこれをお尋ね申し上げたいと思いま

す。

私は共済事業が今日非常なばく大な契約高を

持つたということは、社会的に共済制度というものは組合員に還元される、ところが、保険会社と

いうものは還元されない、中途で会社側のいわば

どこかにあるのは証券の投資あるいは土地の買

い占め、あるいはそういうことを言うと言ひ過ぎ

ます。

○神田委員 私も聞いてびっくりしました。三〇%から二六%が一年かけ捨てですよ。かけ捨てれば、たとえば三十万円なら三十万円あるいは三十五万円なら五十万円がそつくり会社の利益になるわけですよ。あるいはそれが何らかの形で被保險者は損失をしているわけですね。それが二四%と

五千人です。そのうち労働組合に加入している人

の問題について質問します。

農協で働いている労働者の数はおよそ二十八万

人でござります。

の数が約十万人、さらにその中の八万人が全農協員
労連に加盟しております。この農協労働者こそが
農協のあらゆる活動をささえている人的な土台で
あります。農協労働者の生活と権利が保障される
ならば、その活動をささえている農協労働者に労
働者としての権利が保障され、健康で文化的な最
低限度の生活が保障されることがどうしても必要
であります。この農協の民主的な発展と農協労働
者的生活と権利の関係について、農林大臣から農
解をお伺いしたいと思います。

○櫻内国務大臣 二十八万五千人の農協職員のうち
一、労働組合加入は十方という御指摘ございま
すが、私は、概略して半分は組合ができるおるの
ではないかと思っておりましたが、この点は事務
当局から間違いのないところを申し上げさせたいた
と思います。

いずれにいたしましても、農協の民主的な運営
の基礎をなすところのものは健全な労働組合がな
くてはならないと思うのであります。そしてその
組合員の方々の生活が保障されておる必要があ
ると思いますが、ただ、農協の実態を考えてみ
るときに、千差万別というとちょっと言い過ぎ
かと思いますが、経営形態が画一的でないとい
うことについてはこれは認めざるを得ないと思
っております。そういうことで現在農協全体が好
ましい健全な姿で労働組合があり、労働者の方々
にふさわしい経営形態にあるが、こう申しますと
ならば、中には適正を欠いておるおそれのある
ものも見受けられることは事実であると思います。
そういう点からいたしますならば、農林省がその
監督の責任の省にある立場から、農協のそい
く経営面が健全に発展するよう指導する必要と
うものは重々感じなければならぬところでござ
いまして、その点についてはわれわれとして努力
はいたしてまいっておるのでありますが、なか
足らざるところもあることを率直に認めまして、
今後の努力をいたすことを申し上げておきたい

思います。

○諫山委員 農協で働いている労働者の低賃金というのがいま全農協労連ではたいへんな問題になっています。労働省などはよく業種別の賃金の統計を発表していますが、農協労働者の賃金というのはいつも最低に近い水準であります。しかし、私はこの問題は別の機会に譲って、きょうここで触れようとは思いません。特に私がきょう問題にしたいのは、低賃金をもたらす大きな原因の一つになっている農協労働者の無権利状態についてであります。

昨年の二月二十一日付で農林省農政局長が各都道府県知事にあてて「農業協同組合等における職員の労務管理の適正化について」という通達を出しています。の中に昭和四十二年、四十三年、四十四年の農協の職場における労働基準法違反の件数と内容の一覧表が添付されています。この表はどのような方法でつくられたのか、内村農林経済局長から御説明願いたいと思います。

○内村(農)政府委員 ただいま御指摘がございました通達についております労働基準法違反の件数の統計がどうしてできたかという御質問でござりますが、農林省が県に照会しまして、県が県の労働基準監督署に照会をして得た数字を集計したものですござします。

○諫山委員 労働省の吉本監督課長は来ておられませんか。——まだ来てないそうですから別の質問に移ります。

さつきの農林省の統計では、たとえば労働時間の規定に違反するもの、割り増し賃金の規定に違反するものなどという項目が列挙されています。しかし、具体的な内容はこれでは明確に示されおりません。これをもつと具体的にわかりやすく指摘しているのが三重県労働基準監督局が発表した「農協に対する監督実施結果」であります。この資料が農林省にありますか。

○内村(農)政府委員 ございます。

○諫山委員 この三重の労働基準監督局の調査では、違反事業者の一番多いのは三六協定なしに時

間外労働をさせたものという内容になつていま
す。三重県で三十八の事業場を監督したところ
が、二十四の事業場が三六協定なしに時間外労働
をさせていたというのであります。このことはき
てはどう把握しておられますか。

○内村(良)政府委員 全国的には、先ほど先生か
ら御指摘のございました農林省の通達についてい
る統計の数字しかございません。

○諫山委員 労働省の方が来られたそうですから
質問をいたします。

昨年二月二十一日付で出された「農業協同組合
等における職員の労務管理の適正化について」と
いう書類では、農協の職場における労働基準法違
反の内容が次のように要約されています。

昭和四十三年を例にとりますと、監督を受けた
農協の数が六百三十三、違反事項の指摘を受けた
農協が四百六十五、つまり監督を受けた農協のうち
の七三・四%が労働基準法に違反していた。違反
件数は二千八八十件にのぼっております。昭和
四十四年を例にとりますと、監督を受けた農協の
数が九百三十三、違反事項の指摘を受けた農協が
七百四十、七九・三%の農協が労働基準法に違反
していました。違反件数は三千三百二十件でありま
す。

これは驚くほど膨大な労働基準法違反であります
が、農協以外の他の事業場でもこんなに労働基
準法違反が多いのか、それとも農協は特別に基準
法違反が多いような数字になっているのか、吉本
監督課長にお答え願いたいと思います。

○吉本説明員 お答えいたします。

ただいま先生から御指摘の四十四年の監督の実
績につきましては、おっしゃるとおりでございま
して、ここ数年間、改善は見つつはございま
すが、ほかの事業場と比べますと、やはり依然とし
て基準法違反の件数が非常に多いというふうな状
況でございます。

○諫山委員 ほかの事業場に比べて農協の違反の件数、比率というのは非常に高いというふうに聞いていいんでしょうか。

○吉本説明員 おっしゃるとおりでございます。

○諫山委員 私がこの資料を調査して非常に驚いたのは、たくさんの労働者が時間外の労働をしていながら労働基準法どおりの割り増し賃金が支払われていないということであります。割り増し賃金違反というのは、さっきの農政局の通達の集計を見ますと、昭和四十二年に百九十六件、昭和四十三年に二百八十七件、昭和四十四年に三百九十八件とたいへんな数字であります。労働者に時間外労働をさせながら割り増し賃金を支払わないというのはもちろん労働基準法違反であり、刑事罰も科せられるような問題であります。

ところが、もう一つ私が驚いたのは、時間外労働をしていながら割り増し賃金を請求していない農協の労働者が多いということであります。三重県単位農協職員組合が組合員についてアンケートで調査をしておりますが、これによると、割増賃金を請求していますか、という問い合わせをして、請求していないと答えた者が五五%にのぼっています。それではこの人たちは割り増し賃金なんかほしくないと思つているのかといふと、決してそうではないようです。割り増し賃金を請求していない労働者に対する、なぜ請求しないのかという質問が出されておりますが、そのうちに七六%は請求したいと思うと答えておりますが、請求しなくてよいと気前のよい回答をした者はわずかに二%であります。私はこの数字の示すものは深刻だと思います。たくさんの労働者が規定時間以外の時間外労働をしております。そして腹の中ではもちろん割り増し賃金がほしいと思つております。しかし、実際にはそれが請求されていない。私ではありませんが、自由にもの言えない職場を反映しているのではないかと思います。当然の権利さえなかなか要求できないような職場の実態があるからこういふことになつてゐるのではないかと思ひます。農林経済局長としてはこの問題をどう理解されてい

るか、御説明いただきたいと思います。
○内村(良)政府委員 請求すべき賃金を請求していないということは、職場がやはり自由でない、なかなかそういうことが言い出せないような雰囲気になつてゐるのではないかという御質問かと思ひます。私ももちろんそういう職場が全然ないと申し上げません。あるだらうと思います。

しかしながら、農協の職員の問題をやや歴史的にひるがえつて考へた場合におきまして、私どもが承知をしておりますところでは、農協には役職員といふことばかりございます。と申しますのは、戦前、昭和恐慌のころから日本において産業組合運動が始まつたわけでございますが、その場合において、産業組合で働くということは、協同組合運動に従うんだというような伝統がございまして、役職員一体となつて仕事に取り組むというよ

うな伝統があるわけでござります。そのことがやはり今日も残つておりますとして、農協の職員の中には、やはり自分は協同組合運動をやつておるのだから、そこまではたして意識しているかどうかは別にいたしましても、とにかく他の職場とは違つた何か一つの使命感を持つてやつてゐる。したがつて、もちろん賃金支払いは重要でござりますが、まあ、農協のためならばそこはひとつがまんしようかというような気分があるのでないかといふうに私は考ます。

○諫山委員 いまの説明を聞いておりますと、残業して割り増し賃金を請求しないのが一つの美德であるかのよう立場で説明されたと思います。こういう立場で行政指導をする限り、この問題は解決されません。私の指摘した数字は何を物語つてゐるかといいますと、残業しながら割り増し賃金を請求していないと答えた人が五五%、請求していない人がなぜ請求しなかつたというと、請求しなくともよいと思つている人はわずかに二%しかいない。七六%は請求したいけれども請求していないという回答を寄せてゐるわけです。こういふ実態について、何か残業手当を請求しないのが熱心な農協運動家であるような理解をしていると

すれば、これはとんでもないことだと思ひます。が、いかがですか。もう一ぺんお答え願いたいと

○内村(良)政府委員 私もそれは美德というようなことで申し上げたわけではございません。今日の農協の歴史を見ますと、産業組合からずっと農

協につながつてゐるわけでござります。そこで、それが美德だから別に割り増し賃金を払わなくて

もいいというようなことは全然考えておりません。

○諫山委員 労働省の監督課長にお聞きします。

いま私が指摘したような状態というのはきわめて異常だと思いますが、普通の一般の労働者と比べてどうでしょうか。

○吉本説明員 ただいま御指摘の事実は、私ども必ずしも十分つかんでございませんが、やはり労働者として生活しているという観点からいいます

ことは別にいたしましても、とにかく他の職場

とは違つた何か一つの使命感を持つてやつてゐる。したがつて、もちろん賃金支払いは重要でござりますが、まあ、農協のためならばそこはひと

つがまんしようかというような気分があるのでないかといふうに私は考ます。

○諫山委員 いまの説明を聞いておりますと、残業して割り増し賃金を請求しないのが一つの美德であるかのよう立場で説明されたと思います。こういう立場で行政指導をする限り、この問題は

解決されません。私の指摘した数字は何を物語つてゐるかといいますと、残業しながら割り増し賃

金を請求していない人が五五%、請求しない人がなぜ請求しなかつたというと、請求

しないといふふうに私は考ます。

○吉本説明員 やはり經營者としましては、残業

重大だと思います。経営者としては、労働者が請求しようとしていると、時間外労働が行なわれれば、残業してそれに法定の残業手当が支払われる

ことを期待していると思いますし、またそのよ

うに感じておるわけでござります。

○諫山委員 この点では經營者の責任をきわめて

重く感ずるわけですが、これが是正

には全力を尽くしてまいりたいと思います。

○諫山委員 時間外労働に対しては、通常の労働

賃金のほかに割り増し賃金を払わなければならぬことになつております。この割り増し賃金が払

われない場合が非常に多いということは統計を見

ても明らかであります。割り増し賃金に関する

労働基準法違反でもう一つ問題なのは、時間外手

当を払う、割り増し賃金は払うけれども、その計算が正しくないという場合です。たとえば特別手

当・危険手当、主任手当、資格手当、こういう賃

金を割り増し賃金を算定する場合の基礎に算入し

ないというやり方が行なわれてゐることが、三重

県の調査によつて明らかになつております。この

種の労働基準法違反というのは、場合によつたら

経営者の無知を示すものであるかもしれません。

○内村(良)政府委員 昨年の通達に基づきまし

て、私どもがその後関係の農協はどういうふうにしているかということを、若干違反が多いと思われるところについて調べた結果を申し上げますと、まず第一に、農協の管理者を対象として労使関係法令の研修を行なつておるところが多うござります。すなわち、いろいろな農協の労働基準法違反というものの原因を探つてみますと、管理者が必ずしも労働基準法に明るくないというような面も残念ながらござりますので、まず第一に管理者に労働関係法令の研修を行ないまして、その趣旨の徹底をはかるということを行なつております。それから、就業規則等が整備されていない面がござりますので、就業規則等の整備をはかつておりまます。それからさらに、単協につきましては県知事が検査を行なつておりますが、検査等を通じまして——従来は、昭和三十年代等におきましては農協の経理面の検査が中心で、必ずしも労務管理面まで十分目を届かしていかつた面もござ

います。最近では農協の労務管理の適正化等に

つきましても十分にこれを検査いたしまして、適正化をはかるよう指導しております。したがいまして、最近ではそいつの面についての農協管理者の意識あるいは農協の労働条件というようなものはかなり改善を見ているのではないかといふふうに考えております。

○諫山委員 農協では女子の労働者がたくさん働いています。そして女子の労働時間に関する労働基準法違反が非常に多いというのがもう一つの特色であります。農政局の通達を見ますと、女子の労働時間違反といふのが昭和四十二年度に二百三件、四十三年度に二百六十一件、二十四年度に四百十四件、激増しております。さっきの御説明では、だんだん改善されているかのようなお話をですが、少なくともこの年代では年々労働基準法違反が激増しているという数字が出ております。そこで、この膨大な女子の労働時間違反といふのはどういう内容の基準法違反なのか、御説明願いたいと存じます。

○内村(良)政府委員 おもな違反内容でございますが、女子に休日労働をさせた、それから一日二時間以上時間外労働させている、それから許可なくして日直勤務をさせた、それから協定があるところでは協定を越えて時間外労働をやらせている、それから時間外労働協定の届けがなくて女子労働をさせているなど、あるいは女子労働者に深夜労働させたというのもございます。それから産前、産後の休暇を与えていない。生理休暇、これは一件でございますが、生理休暇を与えていないというようなものござります。

○諫山委員 労働省の監督課長にお聞きします。

労働基準法では女子に対して特別な保護規定が設けられています。そしてこのことは、経営者たる者は当然熟知していかなければなりません。ところが、いまの説明を聞きますと、きわめて初步的な労働基準法違反が広範に行なわれているということが明らかになりました。監督する立場の監督課長としてはどうお考えですか。

対しても働きかけをしながら、実際に法が守られるような体制をつくらしていくことが肝心であると思いまして、そのような形で今後指導してまいりたいというふうに感じております。

○諫山委員 農協の労働者にとって特殊の負担になっているのがいろいろな推進運動であります。共済の勧誘をやらされる、貯蓄の推進をやらされ、セールスマンのよう電気製品の販売をやらされる、これが全國の農協で行なわれておられます。しかもそれが、通常の勤務時間中に通常の業務の一部としてやられるのであれば問題は少ないと思います。しかし、実際には勤務時間の後に労働基準法上の取り扱いは全くあいまいにされてしま、推進運動が事実上強制されるということが行なわれております。これが農協労働者にとってもかく、実際には自発的に行なわれるということではありません。しかし、実際には勤務時間の後に労働基準法上の取り扱いは全くあいまいにされてしまうのが当然ではないでしょうか。

○吉本説明員 客観的にそのように判断される場合はともかく、実際には自発的に行なわれるということであれば、その辺は労働時間にはならないと見ても明らかであります。

そこで、労働省にお聞きしたいと思います。勤務時間が終わつた後、家に帰つた後、推進運動と同一形で労働者に貯蓄増進や電気製品の販売などをさせているというようなこと、あるいは女子労働者に深夜労働させたというのもございます。それから産前、産後の休暇を与えていない。生理休暇、これは一件でございますが、生理休暇を与えていないというようなものござります。

○諫山委員 私、非常にくどいようですが、私が事実上強制されるというようなのは、労働基準法に照らせば、時間外労働をさせられているといふふうに理解すべきだと思ひますが、いかがで

○吉本説明員 時間外につきまして、経営者の業務命令としましてそのようなことがされておれば、当然労働時間として考える、こういう見解でござります。

○諫山委員 明確に業務命令という形でなくとも、事実上そういう仕事が拒否できない、事実上それが拒否できないような状態で推進運動が行なわれていないといふふうに限定づけると、これは當然でござります。

○吉本説明員 私、非常にくどいようですが、私の説明に間違いがありますよ。事実上労働者が拒否できないような状態で推進運動が行なわれている場合といふふうに限定づけると、これは当然でござります。

○吉本説明員 所定外にそういう事柄を仕事の一環として命ずるということであれば、当然時間外労働に対する手当を支払うべきであるとすれば、その間の賃金はどういうふうに取り扱われるのが正しいでしょうか。

○諫山委員 労働基準法上の時間外手当といふのは、数字で言うと、どういう賃金をその推進運動の時間に対し支払うべきことになりますか。割

れでおるわけでござります。

○吉本説明員 私はこの問題を福岡県の農協の労働組合について調査いたしました。そこではたとえば県下の単位農協で労働者の給料を基準にして共済推進のノルマがきめられるということが行なわれています。月給の二百倍から四百倍という金額、たとえば月給五万円の労働者であれば年間一千万円から二千万円というのがその労働者の達成しなければならない共済推進のノルマというよう

○諫山委員 私はこの問題を福岡県の農協の労働組合について調査いたしました。そこではたとえば県下の単位農協で労働者の給料を基準にして共済推進のノルマがきめられるということが行なわれています。月給の二百倍から四百倍という金額、たとえば月給五万円の労働者であれば年間一千万円から二千万円というのがその労働者の達成しなければならない共済推進のノルマというよう

○吉本説明員 私はこの問題を福岡県の農協の労働組合について調査いたしました。そこではたとえば県下の単位農協で労働者の給料を基準にして共済推進のノルマがきめられるということが行なわれています。月給の二百倍から四百倍という金額、たとえば月給五万円の労働者であれば年間一千万円から二千万円というのがその労働者の達成しなければならない共済推進のノルマというよう

合で説明してください。

○吉本説明員 平均賃金の二割五分増しでござります。

○諫山委員 農林經濟局長に聞きたいと思いますが、こういいう推進運動というのは全国の農協で同じような形で行なわれているはずです。これに対しても農協としては、これは労働基準法上の時間外労働だという立場から割り増し賃金が払われていましようか。

○内村(良)政府委員 共済契約の夜間推進を行なっている農協が相当数のはつてあるといふことは御指摘のとおりでございます。ただ、農村生活の特殊性等から見まして、夜間、特に最近は兼業農家が非常にふえておりますので、夜間こういった推進事業を行なうのはやむを得ないんじやないかというふうに考えております。したがいまして、われわれといたしましては、夜間これがやむを得なくとも、それが非常に長期にわたるといふようなことは非常に困りますので、なるべく一定期間に集中してそういう推進事業を行なう方が適当じゃないか。そこで、それが時間外労働であれば、やはり時間外手当は支給すべきことは当然だというふうに考えております。

○諫山委員 法律的な見解は私と労働省とあなたと一致したわけですが、実際に農協でそういう取り扱いが行なわれていましようか。

○内村(良)政府委員 実はこの問題を扱いますと申しますのは、やはり農協も一つの經營体でございますから、その経営体としての収支上、それが許容できなければ実際上なかなか払えない、それが赤字になつてしまふということであれば、組合員全体の問題にもなるということで、こういったたとえば先ほど先生から最初に御指摘のございました農協の職員の俸給が他の役場なり郵便局あるいは企業に比べて安いといふような問題につきましても、やはり何といいましても農協の経営基盤の強化が行なわれなければ、実際問題として払えと言われても払えない場合もあるわ

けでございます。したがいまして、私どもといふのではありません。いまの説明でもわかりました協の経営基盤の強化というものに關係者も現在一劳动だといふ立場から割り増し賃金が払われていましようか。

○内村(良)政府委員 生懸命努力しているわけでございますが、行政庁といたしましても、そういう面に援助できる面があれば大いにそういう点を援助して、やはり農協の経営基盤の強化をはかることが非常に大事であるというふうに考えております。労働省はいまの御説明を聞いて納得できますか。

○吉本説明員 私どもとしましては、最低の労働當がよくなければ、時間外労働させても時間外手当を払わなくていいのだというような立場に立脚した答弁だと思います。労働省、いかがですか。

○内村(良)政府委員 私ちょっと補足して御説明申し上げます。

経営基盤の強化が非常に大事だということについて申し上げましたのは、農協の職員の俸給水準について申し上げましたのは、農協の職員の俸給水準の問題について、確かに他の役場とか郵便局に比べて安い。それを他の公的機関あるいは企業並みに上げていくためには、まず農協の経営基盤の強化というものの意を注いで、それで月給を上げていかなければならぬということで、時間外の問題につきましてはやはり払うべきものは払わなければならぬというふうに考えております。

○諫山委員 実際に払われていますか。実情はどうでございます。と申しますのは、やはり農協も一つの經營体でございますから、その経営体としての収支上、それが許容できなければ実際上なかなか払えない、それが赤字になつてしまふということであれば、組合員全体の問題にもなるということです。この問題について、確かに他の役場とか郵便局に比べて安い。それを他の公的機関あるいは企業並みに上げていくためには、まず農協の経営基盤の強化というものが非常に、まあ千差万別と申しませんが、まだ不十分であって、御指摘のような違反事項が非常に多いということはまことに遺憾であります。現在これが改善のために鋭意努力をしておられます。現在これが改善のために鋭意努力をしておりました。農林省としても、労働基準法の違反のなきよう、労務管理が正しく行なわれておりますように、そのように指導はしております。そして注意を喚起しておることは御承知のとおりであります。そして、その後の中間報告については、先ほど内村局長から御報告をさせましたが、まだ改善の傾向というものはあまり芳しくない事実も承知したわけでございます。こういうわけございまして、農林省としても、労働基準法の違反のなきよう、労務管理が正しく行なわれておりますように、そのように指導はしております。そして注意を喚起しておることは御承知のとおりであります。そして、その後の中間報告については、先ほど内村局長から御報告をさせましたが、まだ改善の傾向というものはあまり芳しくない事実も承知したわけでございます。こういうわけございまして、農林省としても、労働基準法の違反のなきよう、労務管理が正しく行なわれておりますように、そのように指導はしております。そして注意を喚起しておることは御承知のとおりであります。そして、その後の中間報告については、先ほど内村局長から御報告をさせましたが、まだ改善の傾向というものはあまり芳しくない事実も承知したわけでございます。こういうわけございまして、農林省としても、労働基準法の違反のなきよう、労務管理が正しく行なわれておりますように、そのように指導はしております。そして注意を喚起しておることは御承知のとおりであります。そして、その後の中間報告については、先ほど内村局長から御報告をさせましたが、まだ改善の傾向というものはあまり芳しくない事実も承知したわけでございます。この問題について労働者が非常に強く要求しておられますから、個人のノルマの割り当てはやめてもらいたい、あるいは、自分の所属している担当課に幾らというようなノルマを割り当てるようなことをやめてもらいたい、むしろ推進運動がどうしろと考へられるのか、それを自発的な意思にまかしてもらいたいということを要求しております。

○櫻内国務大臣 昨年一月にこのよきな事態に対し申上げました。

経営基盤の強化が非常に大事だということについて申し上げましたのは、農協の職員の俸給水準について申し上げましたのは、農協の職員の俸給水準の問題について、確かに他の役場とか郵便局に比べて安い。それを他の公的機関あるいは企業並みに上げていくためには、まず農協の経営基盤の強化というものの意を注いで、それで月給を上げていかなければならぬということで、時間外の問題につきましてはやはり払うべきものは払わなければならぬというふうに考えております。

○諫山委員 実際に払われていますか。実情はどうでございます。

○内村(良)政府委員 実際は時間外推進について時間外手当にかえて推進手当として支給されてい

るといふふうに考へて、改善の実をあげたいと思います。時間がかかるといふふうに考へて、改善の実をあげたいと思います。と申しますのは、やはり農協も一つの經營体でございますから、その経営体としての収支上、それが許容できなければ実際上なかなか払えない、それが赤字になつてしまふということであれば、組合員全体の問題にもなるということです。この問題について、確かに他の役場とか郵便局に比べて安い。それを他の公的機関あるいは企業並みに上げていくためには、まず農協の経営基盤の強化というものが非常に、まあ千差万別と申しませんが、まだ不十分であって、御指摘のような違反事項が非常に多いということはまことに遺憾であります。現在これが改善のために鋭意努力をしておりました。農林省としても、労働基準法の違反のなきよう、労務管理が正しく行なわれておりますように、そのように指導はしております。そして注意を喚起しておることは御承知のとおりであります。そして、その後の中間報告については、先ほど内村局長から御報告をさせましたが、まだ改善の傾向というものはあまり芳しくない事実も承知したわけでございます。この問題について労働者が非常に強く要求しておられますから、個人のノルマの割り当てはやめてもらいたい、あるいは、自分の所属している担当課に幾らというようなノルマを割り当てるようなことをやめてもらいたい、むしろ推進運動がどうしろと考へられるのか、それを自発的な意思にまかしてもらいたいということを要求しております。

○内村(良)政府委員 先ほど申し上げましたように、ある程度共済事業の推進運動というものは必要だと思います。ただし、それが各職員にノルマとして割り当てるという問題をどういうふうに考えられるのか、これまでどうしても必要なことだと考へられるのか、見解を聞きたいと思います。

○内村(良)政府委員 先ほど申し上げましたように、ある程度共済事業の推進運動というものは必要だと思います。ただし、それが各職員にノルマとして割り当てるという問題をどういうふうに考へられるのか、これまでどうしても必要なことだと考へられるのか、見解を聞きたいと思います。

○諫山委員 どういう無理な推進運動が行なわれ

るといふふうに考へて、改善の実をあげたいと思いま

す。

○内村(良)政府委員 署給辞令をもらうときにノ

ルマを言わるというようなケースにつきまして

は、私どももそういう点について熟知しております。

○諫山委員 したがいまして、その辺は十分調査をいたしました。

○内村(良)政府委員 例として申し上げたわけですが、推進運動で個人

的なノルマを強制することはよくない、推進運動

が必要だとすれば、それは労働者の自発にまかせ

て割り当てる。こういう仕組みが行なわれておられますから、全国的な規模で労働基準法違反が行われるというのを避けられないわけです。

この問題について労働者が非常に強く要求しておられますから、個人のノルマの割り当てはやめてもらいたい、あるいは、自分の所属している担当課に幾らというようなノルマを割り当てるようなことをやめてもらいたい、むしろ推進運動がどうしろと考へられるのか、それを自発的な意思にまかしてもらいたいということを要求しております。

この問題について労働者が非常に強く要求して

おられますから、全国的な規模で労働基準法違反が

行われるというのを避けられないわけです。

るべきだという点では、農林省も意見が一致したのじゃないかと思いますが、そういう立場で、ノルマの強制、押しつけはしないよう、直ちに指導するというふうに聞いていいですか。

○内村(農)政府委員 推進運動の展開につきましては、役職員よく話し合つて進めるように指導したいというふうに思つております。

○諫山委員 あなたの答えから強制しないという発言が出てこないのですが、農林大臣、いかがでしょうか。これは強制すべきものではないと思ひます。農林大臣のほうでこの点善処のために勇断を振られる意思はないかどうかをお聞きしたいと思います。

○櫻内国務大臣 この問題については実態がつまびらかでございません。お示しのような場合も御調査の上での御質問でございますから、私はそれなりに評価をして承つておるのでございますが、先生の御指摘は、全国的にそういう事態があるのではないか、したがつてそれについてどうもないうふうに言われますと、責任ある私としてはそれを前提としてのお答えはしにくいことは、御了解願えると思うのであります。しかし、ノルマが強制的に行なわれるというような事態は、これは好ましくないということは言うまでもないと思います。

○諫山委員 そうしたら、農林大臣に最後の点だけもう一べん確認していただきたいと思います。全国的な局部的かというの別問題として、ノルマが強制されるのはよくな、だからノルマを強制するようなことはしないように指導するといふうに聞いていいですか。

○櫻内国務大臣 あなたの御質問は、強制の事実が全国的にあるという前提の御質問でございまするから……(諫山委員「私はそうではありません、問題を変えました」と呼ぶ)そこで、先ほどそれについては、私が責任の立場上お答えはしにくが、しかかりそめにも、通常の目標程度であればこれは理解ができる、それがいわゆる強制的なノルマ、こういうことになれば、これは

私は好ましくない、こう申し上げておるわけあります。

○諫山委員 好ましくないから直ちにやめるよう指導するという説明を期待しておつたのです

が、残念ながらそういう答弁は出ませんでした。

【委員長退席、坂村委員長代理着席】

この点はもう少し実情を調査されて、次の機会に

私はもっと明確な御説明をいただきたいと思いま

す。

そこでもう一つ、この点で問題になるのは、ノルマが強制されるということと同時に、もしそういう仕事が行なわれたとすれば、これは時間外労働として取り扱うべきだ、労働基準法の規定の最

小限の割り増し賃金は当然払うべきだというふうに理解しますが、いかがでしようか。

○内村(農)政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、まあ、共済契約の夜間推進をする、それが仕事の範囲内で行なわれている場合は、も

ちろん時間外の推進になるわけでござりますが、もちろん時間外手当を支給しなければならないことがあります。

○諫山委員 この問題については、推進運動とし

て勤務時間外に、あるいは夜間に仕事が行なわれた場合には、労働基準法で保障されたとおりの賃金を払うように改善させるといふうに御説明い

ただけますか。

○内村(農)政府委員 ただ、その場合一つ問題に

なりますことは、理事者側といたしましてはつきり業務命令を出して、そのような仕事に従事させている場合におきましては、これは当然時間外に

なりますし、労働基準法上の時間外手当を支給しなければなりません。

【坂村委員長代理退席、委員長着席】

しかし、組合員が自発的にそういう仕事をやつ

おる、たとえばさつきノルマという話が出ましたけれども、こういった推進事業について、ノルマ

というような形ではなしに、たとえばあなたはま

あこれくらいお願ひしたいといふうことを見ます。その場合、

それを受けけて自発的に自分が夜間推進をやつておるというような場合には、これははたして業務命令に基づくものであるか、はつきり業務命令が出ていない場合には、その辺には実際上の場合問題

があるのではないかと思います。

○諫山委員 業務命令が出でないても、事実上ノルマを達成するために推進運動をやらざるを得ないというような場合には、これは正式な時間外労働でしょう。業務命令が出でないから、事実上これが分かれ道でしょう。違いますか。

○内村(農)政府委員 これはその場その場の具体的な場合についてやはり調べなければならないわけですが、事実上強制されているかどうかといふと、いろいろな問題がそこにあるのではないか。しかし、先生が御指摘のように、明らかに事実上強制されているんだ、何人が見てもそうだというような場合には、これは時間外労働になることは確かだと思います。

○諫山委員 ノルマがきめられているということは、事実上強制がされている最大の裏づけではないでしょうか。

○内村(農)政府委員 ノルマがきめられていると

いうことでござりますけれども、先ほども申し上げましたように、一つの推進運動をする場合に

は、目標みたいな形でこれぐらいやつてくれといふことを言う場合が多々あると思います。そのほ

うが推進運動として現実的な場合が多いわけでござります。そこで、達成しなかつた場合に賃金カットするとかそういうことはもちろんしておりませんから、ノルマということとばの解釈の問題もござりますけれども、その辺につきましてはやは

りケース・バイ・ケースで実態を十分調査してやらなければいかぬのじやないか、実態に応じて処置すべき問題じやないかというふうに考えます。

○諫山委員 私は昨年の二月二十一日付の農林省農政局長の知事あての文書を見ましたが、これを

見ると「適正な労務管理に対する認識を深めさせること」。ということが書かれております。しかし、いま必要なのは、農林省自身にこの点をもっと認識を改めていただくことが先決であります。

○内村(農)政府委員 強いのは労働者です。弱いのは使用者です。弱いのは労働者です。ですから、たとえば業務命令といふ形で命令をしなくとも、やらざるを得ない場合がしばしば出てくるわけです。こういう場合、労働基準法は労働者を守る立場をとつております。この点を踏まえないと、脱法的に労働基準法が公然と踏みにじられるというようなことになつてくるわけ

です。この点は農林省自身がもっと認識を改める法は労働者を守る立場をとつております。この点を踏まえないと、脱法的に労働基準法が公然と踏みにじられるというようなことになつてくるわけ

です。でないと、こういう大規模に行なわれている労働基準法違反がこれからもずっと続いていくことがあります。

○諫山委員 それは年次有給休暇の問題であります。ことし最高裁判所が年次有給休暇について新しい判決を下しておりますが、農林省の農林經濟局長、御存じですか。

○内村(農)政府委員 遺憾ながら承知しておりません。

○諫山委員 農協を指導する立場の人が労働者に有利な新しい最高裁の判決が出たのを知らぬといふのでは、お詫になりません。今度の最高裁判所の判決というのは、私たちから見れば不十分な点があります。しかし、年次有給休暇といふのは労働者の権利だ。使用者がそれを承認するとか承認しないとかといふようなことをいう余地のないものがあります。

○内村(農)政府委員 がります。また、年次有給休暇を何に使うかといふようなことに干渉しては

ないかぬということをいつたのです。そして、この

判決に基づいて労働省としてはいろいろ労働行政の指導を改めておるはずです。

そうすると、この判決が出たあとで、農林省としては別にこの判決に基づく特別の指導というのはしていないのですか。

○内村(農)政府委員 農林省いたしましては、労働省とよく相談しながら農協の労務管理の問題につきましては指導を進めたいと考えております。そして、一般的に先ほどお話をございました労働基準法違反の問題等につきましては、やはり解釈は労働省の解釈に従つて当然やるべきであるというふうに考えておりますので、私どもは労省の指示したところに従つて指導をしたいといふふうに考えております。

○諫山委員 いまの発言もたいへんな問題です。最高裁判所の判決は、長年にわたる労働省の指導と違つておるのです。ですから、最高裁の判決が出てまでならそれでいいのかもしません。しかし、現在は、従来の古くさい労働省の方針でやるのではなくて、最高裁の判例の立場で指導します

といふ答へにならないとうそです。そこで、三重県の単位農協職員組合のアンケートを引用いたします。これは一昨年十月の調査であります。年休をとるのに上司から理由を聞かれますか、という質問が出されております。それに対して、理由を聞かれたと答えた者が三三%です。いま農協の職場は人手不足です。労働者はおそるおそる年次有給休暇の申し出をします。そのときには、使用主がどういう理由で休むのかといふふうに聞くことは、それ自体年次有給休暇をとることに対する目に見えない圧迫になるわけであります。こういうやり方は最高裁判所の判決に違反すると思うのですが、農林経済局長は判決を見てないそうですから、御説明できないでしょうね。どうでしょうか。

○吉本説明員 今回の最高裁の年次休暇についての判決の趣旨は、いま先生がおっしゃるとおりでございますが、理由の問題につきましても、特にそういった理由を問う必要はないというような趣旨もうかがわれますが、全体の労務管理からいえば別の問題も生じてこようかと思ひますが、法律

論からいえばそのとおりであります。

○諫山委員 いまの発言も重大ですよ。法律では労務管理からいえば別だというふうに言われます。そして、使用者のほうの時期変更権の行使の場合には、使用者が払われる必要もあるんじゃないのかということを申し上げただけでございます。

○吉本説明員 ちょっとことばが足らないでたいへん失礼申し上げました。理由の関係につきましては、おっしゃるとおりでござります。ただ、労務管理上と申しましたのは、使用者のほうの時期変更権の行使の場合には、その点の考慮が払われる必要もあるんじゃないのかということを申し上げただけでございます。

○諫山委員 農協の職場で年次有給休暇がどの程度消化されておるのかという問題を、私は福岡県の農協の組合について調査しました。ほとんどの労働者が四十日の年休の権利を持つておるそうですが、つまり年休を完全に消化していないから、それがたまつておるわけです。そしてどのくらい年休を消化しているかといふと、大体一年に十一日か十二日だ。あとは、権利はあるけれども、これを行使していないのだそうです。そしてどのくらい年休をとれない場合が出てきます。あるいは年休をとりたいけれども、なぜ休むのかといふようなことを使用者が聞く、こういう中で、そんなことを言われるくらいならもう休まぬでいいといふふうにあきらめる人も出てくるはずです。これが職場の実態です。そういう問題に全く理解を寄せず、労働者が請求しないのだからいいじゃないかというような態度をとるとすれば、これまた労務管理の改善というのにはあり得ないと思ひます。

○内村(農)政府委員 農協の仕事というのは、農業を相手の仕事でございますから、季節性がございます。たとえば、ある時期に非常に農産物の出荷が多いときには、やはり農協職員全力をあげてやらなければならぬ場合もございます。そこで、私どもいたしましては、そういう農業に密着している農協の特殊な性格から、そういう点を考えながら、ひまなときにはなるべく年次休暇を消化するとか、そのような形で指導しなければならない面が多いというふうに考えておりま

ります。しかし、休暇をとるかとらないかというの、やはり勤いでいる職員の人がどう考へているかと、いうこともございますので、ここで絶対的に与えられた権利の休暇だけはとるべきであるとしてみなければならぬ問題もあるかと思います。

○諫山委員 労働者の実態に対し理解がなさ過ぎると思ひます。だれだって、仕事をしたくてたまらないという人はおりません。もし年休をとらないとすれば、それは人が足りないからです。仕事が多過ぎるからです。当然となることのできる年休をとればほかの人に迷惑がかかる、自分の仕事を処理し切れない、こういう職場の実態の中から年休をとれない場合が出てきます。あるいは年休をとりたいけれども、なぜ休むのかといふようなことを使用者が聞く、こういう中で、そんなことを言われるくらいならもう休まぬでいいといふふうにあきらめる人も出てくるはずです。これが職場の実態です。そういう問題に全く理解を寄せず、労働者が請求しないのだからいいじゃないかというような態度をとるとすれば、これまた労務管理の改善というのにはあり得ないと思ひます。

○内村(農)政府委員 農協の仕事というのは、農業を相手の仕事でございますから、季節性がございます。たとえば、ある時期に非常に農産物の出荷が多いときには、やはり農協職員全力をあげてやらなければならぬ場合もございます。そこで、私どもいたしましては、そういう農業に密着している農協の特殊な性格から、そういう点を考えながら、ひまなときにはなるべく年次休暇を消化するとか、そのような形で指導しなければならない面が多いというふうに考えておりま

います。年次有給休暇というのは一年三百六十五日のいつとつてもいいわけです。農業の忙しいときになると、労働の休暇だけはとるべきであると

私は特に希望したいのは、いまあなたが述べられた責任のがれのよな態度では、農協労働者の生活と権利は守られないということです。やはり労働組合第七条二号の問題について質問いたします。

そこで、観点をえて憲法二十八条あるいは労働組合法第七条二号の問題について質問いたします。

いま全国の農協を見ますと、幾つかの農協で、労働組合の車従職員を認めないと、いうことが問題になっております。そこで、労働省の労働法規課長に質問したいのですが、日本の労働組合は大部分企業別につくられています。ですから、在籍専従なしには組合の日常運営は不可能だという問題になつております。そこで、労働省の労働組合はは常識になつていてると思います。農協の労働組合の場合は常識になつていてると思います。労働組合第七条二号の規定は、労働組合を正常に運営しようとすれば、どうしても在籍専従が必要になります。ところが、幾つかの農協がありますが、在籍専従を認めないということがずっと続いているようです。こういうことが、日本の民間企業として他にあるのかどうか、私は非常に異常な状態ではないかと思いますが、いかがでしようか。また、在籍専従を認めないこととの法律的な問題についても説明願いたいと思います。

○岸説明員 ただいまお尋ねの件でござりますが、先生御指摘のとおりに、日本の労働組合は企業別の組合が多うございまして、確かに在籍専従を認めてる実例というのが非常に多いわけでございます。しかし、これは厳密に申しますと、そういう組合と使用者の関係というのは、これも一種の便宜供与でございまして、これについて必ずそういうことをすべきであるというような

て、むしろ相互不介入、たてまえとしては組合は自前で運営をされていく、こういうことがたてまえでございます。しかしながら、日本の組合の場合には、やはり先ほど御指摘になつてあるように、全く在籍専従を認めないということござりますと、いろいろと組合の運営上も支障があるという点もございまして、現実には相当数の組合に在籍専従を認めておるというのが実態でございます。

○諫山委員 在籍専従の問題で大切なのは、なぜ認めないかです。たとえば非常に重要な特殊な仕事をしている人で、この人を引き抜いたら農協の仕事 자체がたいへんな支障を受けるというような場合は、特別な取り扱いが出てくるかもしれない法律的に違法だと思いますが、どうでしょうか。

○岸説明員 いまのようなお尋ねの点、私、正確に申しますと、たとえば在籍専従を認めないと場から在籍専従を認めないと、うようなことは、法律的に違法だと思いますが、どうでしょうか。

○諫山委員 もう一つ別な問題ですが、農協の経営者としての権利といふのも保証されています。労働組合が自主的にきめることで、労働組合連動に専従するのは困るというような場合、たとえば在籍専従を認めないと、うようなことは、法律的に違法だと思いますが、どうでしょうか。

○岸説明員 ういうふうに思ひます。

○諫山委員 私は抽象的に在籍専従を認めないとどうかと質問したのじゃありません。あの男が組合運動に専従しては困るというような立場で在籍専従を認めないのは違法じゃないかと質問したはずです。そうして、それが違法だということを判決した裁判所もあるはずですが、どうですか。

○岸説明員 一般的な御質問でございましたものでそういうふうに申し上げましたけれども、これはそれぞれのケースによって違うだらうと思いま

す。たとえば当該事業場において從来から在籍専従制度がある、かかるに特定の労働者が在籍専従になるということについて、特段な合理的な理由がないにもかかわらず、それに對して在籍専従を認めていかないということになりますと、この従を認めていかないといふことは、差別取扱いという問題で、御指摘のとおりの不当労働行為という判定があり得るだらうと思いますが、そういう前提でありますならば、御指摘についてはそういうよなケースもあるうといふうにお答え申し上げたいと思います。

○諫山委員 もう一つ別な問題ですが、農協の経営者としての権利といふのも保証されています。労働組合が上部団体に加盟するかどうか、加盟するとしてどういう上部団体を選ぶかと、このことは、労働組合が自主的にきめることで、条第三号を見れば明らかです。

ところが、ことしの春闘でこういう問題がありました。ある単位農協の労働組合が賃上げ要求しました。このことは憲法二十八条とか労働組合法第七条第三号を見れば明らかです。

要要求をのまないといふなら全農協労連に加盟します。このことは、労働組合の要求をのんだうえで、農業労働者が自発的に積極的に仕事を進めて、農業労働者も人間です。家族をかかえた労働者です。この人たちに対し十分な権利と生活が保障されなければならないのは当然です。私は認めます。全農協労連には入らないでください。こういうやり方は正しいでしようか。労働省、いかがですか。

○岸説明員 御承知のとおり、組合が上部団体に加入するかどうかということは組合の自由でございます。したがいまして、もしも、全農協労連でござりますが、そこへ加入するということについては使用者のほうでそれを妨害するというようないふうにはちょっとと言ひにくい点がある、かのように思います。

○諫山委員 同じような問題は農協の幾つかの職場でときどき起つてゐるのですが、農林省としましてはこういう問題を御承知でいらっしゃか。また、こ

ういう問題に対してもどういう善処を考えていま
すか。

○内村(良)政府委員 先ほど申し上げましたように、単協につきましては知事がいろいろ検査をしておりますので、そいつた検査の結果、労務管理等につきましても十分調べまして、指摘を是正させるところは是正させるよう指導したいというふうに考えております。

○諫山委員 農林大臣にお聞きします。

農協の職場で非常に広範囲に労働基準法が侵されているし、また当然憲法や労働組合法で保障されているはずの労働者としての権利といふのも保障されていないということを、ぜひ農林大臣にも御理解いただきたいわけです。労働基準法違反が非常に多いということは、農林省農政局長自体の通達によつても明らかにされております。私は、農業労働者が自発的に積極的に仕事を進めて、農業労働者も人間です。家族をかかえた労働者です。この人たちに対し十分な権利と生活が保障されなければならぬのは当然です。私は認めます。全農協労連には入らないでください。さつきから内村農林經濟局長の発言を聞いておりまして、農協はあまり經營がよくない、だから労働者もある程度がまんしてもらわないといったが、保障されなければならないのは当然です。私はさつまんないんだ、労働基準法違反をあまりやかましく言つてもらつちや困るんだといふような気持ちがあるんじゃないか、ということを感じました。しかし、經營の問題と労働者の生活と権利の問題といふのは、これは別のことです。そういう点で農林大臣、農協で働いてる労働者の生活と権利の問題についてどのように考えられたか、お聞きしたいと思います。

○櫻内国務大臣 内村局長としては局長としての立場があることは御了承いただけたと思うのですが、農業協同組合に對して、単協については間接的な立場にあるということは、先ほどからお答えで明白にしておるところでござります。そ

れぞれの立場があるといふことは、先ほどからお答えでありますから、単協の指導についても

間接的にならざるを得ない点は、これは御理解をいただきたいと思うのであります。

何かきょうの一問一答から、農林省の立場に対する若干の御批判的なお気持ちをお持ちのようでございますが、いまのよくなたてまえを御理解していただくとともに、農林省自体としては、農業協同組合については、過去における違反の事例などを示しながら、それら善処方について都道府県知事を通じてお願いをしておる。また、そのお願いした事後の措置についても、部分的であります。最も違反事例の多いところのその後の経緯を聴取しておるということで、私としては、御批判はありましても、それなりの農林省としての責任の遂行に当たつておるということを御理解いただきたいと思います。それで、農業労連の事例をあげてのお話の中で、広範囲に基準法の違反があるのではないか、労働者としての権利が十分保障されてないのではないかということを御了解いただきたいと思います。それらの事例について、先生が御調査に基づいて言われておることで、これをかれこれ言うものはございません。そういう事例があつたとしたいたしますするならばまことに遺憾なことでございまして、そういう事態の改善のために、直接、間接とを問わず、私どもが努力をする立場にあることは言うまでもない。そこでございまして、そのような見地に立つて今後の行政の衝に当たつてまいりたいと思いま

す。

○諫山委員 終わります。

○佐々木委員長 次回は明二十五日、水曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十六分散会

昭和四十八年五月七日印刷

昭和四十八年五月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

C